

だ求償権が残高が残っておりますのは九千万、一億足らずくらいのはまだ求償権等で金が残っていないで残っております。

○農林委員 金融機関が延滞金があるためにその分保証限度をそれだけはずすという、そういう業務上のことも私も理解できないわけではございません。しかし、この場合の業務はおもに農林中金があつておる、かように承知しておりますが、しかし、農林中金は普通の純然たる金融機関とは違ふところがあります。従つて、もう少し農業政策なり開拓政策、特に開拓事業については、これは格別の考慮が払われてよいのではないかと。少くとも農林中金の金融政策は農林省が行う農業政策と相マツチするようなやり方を必要があると思ふわけですが、従つて、かりに延滞金が一億あるにいたしましても、その分は保証限度をそれだけ引き下げる、こういうようなきびしいやり方では、これは農林中金は普通の銀行と何ら性格を異にしない、ほんとうに金融機関としての使命しか考えていない、かように考えられるわけですが、かりに延滞金がありましても、農林中金の持つ特殊性、それと農林省の開拓政策をマツチせしめるような強力な指導なり強力な方法によつて、この場合延滞金があつてもこれを保証限度のワケから下げる、こういうようなことのないような措置はとれないものですか。

○伊東政府委員 この保証制度だけでありません、開拓関係の融資につきまして農林中金とは常に協議をいたしましてわれわれやっております。御質問の点もよくわかるわけでございます。

が、中金の金融機関としての立場もございまして、今申しましたように今までの満度になっておられるのであります。が、今後、この点につきまして、この融資保証法だけでなくはかの開拓者の金融問題で中金の援助を受くところが多量に大きいものがございますので、われわれといたしまして、今申しました点は十分注意いたしまして、よく中金と今後とも相談してやつていきたいと思ひます。

○農林委員 さらに少し幅を広げて開拓行政について関連してお尋ねしたいと思ひますが、昨日来質疑の中心は開拓者の負債整理に関する問題であつたように伺つております。しかし、当局の答弁によりまして、開拓者の諸君が聞いてもとても満足する答弁にはならないと思ふわけでございます。くどいようですが、私からも端的に二、三の点を尋ねてみたいと思ひます。

現在農業振興臨時措置法によりまして若干の救済措置あるいは振興措置はとられておるやうに伺つておりますけれども、その実績は実によりやうなものであるかと思ひます。そこで、まず、この臨時措置法によりまして、今までの負債の借りかえというところが一つあつたと思ひます。それから、もう一つは具体的に積極的な振興対策、これが振興計画となつて予算化されておるのでございますが、何といふたしましても開拓者の重圧になっておるのこの負債でありますから、この負債の整理にもつと抜本的な対策を立ててやらないと、いかにその他の積極的な振興対策を立ててやりました、これは私は水泡に帰すると思ふ。ところで、この臨時措置法によりまして災

害関係の資金の借りかえは若干行なつておるやうに伺つておりますが、それは事実でしょうか。もし事実だとすれば、現在どの程度の災害資金の借りかえが行われておるか、これを承わりたいと思ひます。

○伊東政府委員 すでに大体三十億程度のものは借りかえを終わっております。それから、さらに、残っております十億、それから三十三年度の天災資金のうちからどのくらい借りかえになりますか、われわれは大体四十億ないし五十億の間の金額を想定いたしまして、来年の予算ではそれらの利子補給としまして一億四千六百万という利子補給の予算を算上いたしております。

○農林委員 そうしますと、災害資金でない一般の政府資金、これはきのうの御報告ですと百七十億と言われまして、約百七十億に上るこの政府資金の借りかえ等については、この臨時措置法によつてはあらためて償還期限の延長をやるとあるいは新たに据置期間を設けるとかいうようなことは現行法のワケ内ではできないものでしょうか、できるものでしょうか、これを一つお伺ひしたい。

○伊東政府委員 これは別でございまして、政府資金につきましては開拓者の融資の特別会計がございまして、それから貸しているわけでございます。これについての履行延期とかいうような問題につきましては、別な法律体系でございまして国の債権の管理等に関する法律という法律がございまして、これに基づきまして一定の基準を作りまして、その基準で履行を延期するというようなやり方は実は今やっております。

す。この臨時措置法とは別でございまして。

○農林委員 この臨時措置法が制定される当時、開拓者の皆さんから、災害資金だけの借りかえはこれによってできるとしても、一般の政府資金の借りかえ措置はできないのだから、何とかそれができるような内容が織り込んでほしいという要求があつた。それに対して、政府は、それをしなくても償還管理法がある、この償還管理法をうまく運用すれば、それによつて履行延期等のいろいろな措置がとられるから、こういうようなお話があつたと私も聞いておるわけでございます。これに基いて北海道では若干の借りかえの手続が行われたと聞いておりますけれども、その間の事情について詳しく御報告をお願いしたいと思います。

○伊東政府委員 今の御質問の点でございますが、北海道につきましては、実はこれはまづ先に取り上げたわけでございます。内地につきましては現在措置をとりつづけております。実は、一定の基準を設けてまして——国の債権の管理等に関する法律という法律がございまして、これに基づきましていろいろ基準を作りまして、その基準に合った人につきましては、長いものは十年間延長する、あるいは七年間、五年間というように期限を切りまして期限の延長をいたすということになります。それから、その間の延滞の利息はとらぬ、もとの利息は払つてもらうが、延滞するための利息はとらぬというようになことをいたしまして、通牒を出しまして、北海道につきましては北海道の知事と財務局長、それから内地につきましては各農地事務所長と出先の

大蔵省の財務局長と相談してやつていくという措置を実はとりました。これによりまして、北海道については一億数千万のものが履行延期になっておるというのが現状でございます。内地につきましては、実はつい最近からこの基準の話合いがございまして始めましたので、まだ実績としてはいまだございまして、見通しとしていましては、われわれは、そういう手続を経て出てくれば、三十三年度には七億ぐらゐのものが内地でも履行延期になるんじゃないかというやうに今考えております。三十四年度につきましては、基準も若干ゆるめまして、もう少しこの範囲を拡大しまして履行延期がとれますやうにやりたいというので、三十四年度につきましては今大蔵省と相談をいたしております。

○農林委員 政府資金の償還納付状況は、私どもの手元にある資料によりますと、二十九年度まではいろいろな施策もあつたと思ひますが、いづれにしても、二十九年度までは非常に良好であつたやうな数字が出ております。それから、三十年からずっと回収率が落ちて、三十二年は私どもの数字ですと三六という数字が出ておるわけですが、これは間違いのないと思ひますが、こういうやうに急速に回収状況が悪くなつておるわけですか。こういうやうな状況とにらみ合せて、もつとスピードのある抜本的な債権整理の方法を講じないと、これは大へんなことになると思ふのです。それだからこそ、開拓者の方々は、昨年も大会を開き、その後数度にわたつて国会その他政府筋にも切実な陳情が行われておると思ふのでございます。そこで、私は端的にお

尋ねるのですが、こうした開拓者の叫びは誇張された叫びと受け取っておられるのか、そのものずばり切実な声として受け取っておられるのか、少し宣伝が入っている、誇張された宣伝として受け取っておられるのか、この点を一つ端的に承わってみたいと思います。

○伊東政府委員 開拓者の人々の正しい声にはわれわれも耳を傾けております。でありまして、今先生がおっしゃいましたように回収率はすつと落ちておりますので、三十三年度の予算ではそれを七〇％というようにごさいに考えまして予算を組んだのでございませぬが、その結果償還がございせんので、おそろく開拓者に貸しますことができなくなるのが六億ぐらいございませぬ。これでは償還を過大に見積って開拓者に貸付ができなくなるということにもなりますので、来年度につきましまして、三〇％に下げまして実情に合ったような償還の予算を組む反面、預金部資金の借入れを十八億から二十八億というように増しまして、振興資金につきましましては本年度よりもかなり大幅にふえた、大体二十三億でございませぬが、そういうものを組みまして、実情に合ったような、開拓者の声も聞いてそれに一部こたえられるようなことにしたいという考え方で三十四年度の予算を組んでおります。

○栗林委員 三十三年度の現計で、振興対策の資金調達の中で回収金はどれだけ予算の上では調達されておったのですか。

○伊東政府委員 三十三年度の予定は約十四億でございませぬが、おそろくそのうち六億数千円のものが入ってござい

いのではないかとというふうに考えられます。それだけ貸付が減るといふことになりませぬので、来年度はそれを十億足らず——ことしの率で参りますと二十二、三億になるはずでございませぬが、それを十億足らずしか入ってこないのではないかとというふうな前提で来年度は予算を組みました。

○栗林委員 そうしますと、三十四年度の特別会計の方では、その回収金は大体三〇％見込んでの予算ですか。大体のところではよろしゅうございませぬが、年度によつて三〇もあり二〇もありというふうないろいろな区別はございませぬが、総体的に考えますと約三〇％というふうにいたしまして、三十三年は七〇でございませぬが、三〇というふうな下げまして償還を見込んでおります。

○伊東政府委員 大体でございませぬが、年度によつて三〇もあり二〇もありというふうないろいろな区別はございませぬが、総体的に考えますと約三〇％というふうにいたしまして、三十三年は七〇でございませぬが、三〇というふうな下げまして償還を見込んでおります。

○栗林委員 三十三年までは振興計画を立てて手続をされた農家が六万戸と聞いておりますが、きのうの質疑にもありましたが、期限である今年の三月三十一日までには、残り四万戸、当初予定の十万戸の手続は完了する見込みですか。

○伊東政府委員 現在まで出ておりますのは大体七万七千戸でございませぬ。あと残りの二万三千余のものはこの三月までに出てくるだらうというふうなわれわれは考えております。

○栗林委員 個人負債の点についてお尋ねしますが、大体、開拓者関係で個人負債のものは、これは推定ですから確実な数字は申し上げかねるのでありますが、四、五十億に上つておる。しかもいづれも高利負債と聞いておるわけですから、これらの借りかえに

つきましても格段の御配慮が必要であらうと思つております。これに対応する資金としては自作農資金があるわけですが、三十三年は五億程度と聞いておりますが、三十四年は一体どの程度の資金手当を考えておられるのか、自作農資金のうち開拓者に割り当てられる資金はどの程度予定されているか、その点をお伺いいたします。

○伊東政府委員 今おっしゃいました個人の借財、借入金については、われわれも大体先生と同じくかなりの金額を考えております。これに對しまして、ことし実は当初は五億でございませぬが、現在、つい最近にも五億五千万円果に配分いたしました。その前に二億というふうなこともございまして、総計でたしか十二億五千万円くらいになつております。それから、三十二年あたりから五億でございませぬが、来年は、当初計画は今御審議願つております予算の農林漁業金融公庫の資金計画の中では十七億足らずのものを予定しております。振興計画で出て参ります個人の負債はわれわれ三十四億くらいに予定しておりますのでございませぬが、これは来年度の自作農資金で一挙に解決するようになりたいということで、来年は当初から十七億足らずのものを自作農資金で開拓者に貸そうというふうな考えでおります。

○栗林委員 この際開拓者の政府資金その他の負債整理を一つ抜本的に解決する具体的な施策を立てる意思がないか。たとえば開拓者資金融通法を根本的に改正する、その改正の要点は、政府融資資金の貸付の残高及び現在までに調定された年賦償還金の未納、未済額の全部を一括して借りかえ措置を講

ずる、それから、七年あるいは十年の据置を認め、それを含めて二十年年賦償還というふうな長期借りかえにこれを改正するという、こういうふうな内容に融通法を根本的に改正する意思がないかどうか。それから、第二は、開拓者の災害資金についても、開拓者資金融通法によつてこれまで長期低利の資金を貸し付ける、こういうふうな一つ資金融通法を抜本的に改正する御意思がないかどうか。あるいは別個に新たな立法措置を講じてこれらの開拓者の負債整理に積極的な施策を立てるといふような御構想がないかどうか。きのう以来承わつておることでありませぬけれども、ただいま、開拓者のあの叫びが誇張した叫びではない、真実そのものの切実な願いであると受け取つておる、こういう局長の御答弁でございませぬから、この際もつと明確な態度、方針を明らかにして開拓者の諸君を安心させてやっていただきたいと思つておるわけですが、一つこの点について明確なる御答弁をお願いしたいと思います。

○伊東政府委員 二つございまして、天災資金その他の資金を開拓者資金融通の政府資金に借りかえる考えはないかという御質問でございませぬが、これは実はいろいろ研究すべき問題だとは思つております。今のままの制度でいいのか、あるいはもっと公庫を活用したいのか、あるいは政府資金というものが災害の場合に実情に合うのかどうか、これはいろいろ検討を要する問題だと思つております。実は、先般この委員会に大蔵省からも出席いたしまして、天災資金を政府資金でやることは実情に合はぬので、当分はそうい

う考えはないかという答弁を大蔵省はいたしております。この点、われわれといたしましては、一体、今の中金だけの活用でいいのか、あるいはもっと公庫を活用したいのか、あるいはもう少しこれは検討を要する問題ではないかというふうなことを考えております。

それから、もう一点の根本改正のことでございませぬが、これは毎々御答弁いたしておりますのでございませぬが、われわれとしましては、先ほど申し上げました国の債権の管理等に関する法律というものを弾力的に活用いたしまして履行延期をやつていくということでもうであらうか、もう一つそれに関連しまして、先ほど御答弁いたしましたように、政府資金の償還を実情に合ったように償還率を下げてみるという手段を三十四年度に講じておりますので、これでやつてみまして、そのあとで、振興計画とにらみ合せて、どういうふうにしたらいいかということもさらに検討してみたいと思つております。

○栗林委員 この負債の一本化あるいは据置、長期償還に借りかえてもらいたいという要求は開拓者側から当然出ているわけではございませぬが、特に各県の知事会においても大きくこれを取り上げて満場一致これを採択して政府に強く要望している事実もあるはずであります。それで、開拓者の問題は何か一党一派にとらわれている問題ではないので、開拓者の中には、あるいは自民の方々がいろいろとお世話をしていただくこともございませぬし、社会党のわれわれの方でもいろいろと連絡がございませぬので、それらに關してはイデオロギーを超越してできるだけ

協力を寄せている、こういう状態でございませう。それですから、開拓者の方が負債重圧のために困るからこれを何とかしてくれという切実なこの願いというものは、そのままなおに受け取ってやうに思ふのです。ただいまの局長の答弁によりまして、現行法規あるいは現行の諸制度を何とか運営して、その中で開拓者のそうした希望及び要望を達成させたい、こういう御答弁でありますけれども、私はその場ののれ答弁だと思ふ。現行法規や現行のいろいろな制度のもとにおいて、このワケ内ではこれらの問題はとうてい解決するものとは考えられませう。解決するわけがないのです。ですから、もっと抜本的な対策を立てる必要があると思ふのです。この点について私は次官にお尋ねしたいと思ふのですが、たとえば三十年年賦で返すとかあるいは十年の据置を認めるとか、そういうような具体的な答弁でなくともよろしうございませうが、とにかく現行法規、現行制度のもとではこれを抜本的に解決することができないということだけはもうはっきり御答弁願つてもよいと思ふのです。何らかの具体的な措置を講ずる、あるいはそういう方法を検討するという程度のお答えはぜひ私どもとしては希望するわけなんです。特に開拓者の諸君はそれを希望しておると思ふのです。今この場で三十年の年賦償還にせよとかあるいは利子を無利子にせよとかいうことに対する答弁は、これは無理だと思ひますけれども、もう少し明確な政府の態度を一つお示し願ひたいと思ふわけでございます。これは一つ次官の方から御答弁願ひたいと思ひます。

○石坂政府委員 ただいま栗林委員の御質問に對しまして局長から御答弁申し上げましたことは、決しておさなりの答弁をいたしておるのではないのであります。われわれといたしましては、栗林委員のお言葉の通りに、これは開拓者ばかりではないのでありますけれども、当面開拓者の問題は決して一党一派の問題であるとは考えておりません。ことに、一口に開拓者と申しましても緊急にいわゆる緊急開拓で入った人たちと、その後かなり整備されたときに入り込んだ人たちの間にも相当の懸隔があるのであります。それらの点及び開拓者全体としての農業経営、生活状態等につきましては、私どもも大体承知いたしております。従いまして、何とかこの安定対策を講ぜなければならぬが、当面たまたまの問題といたしましては、現有の法制をできるだけ運用の妙を發揮することに よりまして開拓者のためをはかつて参り。しかしながら、だんだんお説の通りに開拓者の問題につきましてはいろいろ検討せなければならぬ問題があるのであります。具体的になんかというところはきよう申し上げかねますけれども、しかしながら、問題点をつぶさに検討いたしまして、この後善処いたしたいと考えております。決しておさなりで申し上げておるわけではございません。

○吉川(久)委員長代理 他に質疑はございせんか。——なければ、これにて両案に対する質疑は終了いたします。次に両案を一括して討論に付します。が、討論の通告もないようでありますので、直ちに採決いたします。

る法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○吉川(久)委員長代理 起立総員。よつて、本案は原案通り可決すべきものと決しました。

次に森林開発公団法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○吉川(久)委員長代理 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

ただいま可決いたしました開拓融資保証法の一部を改正する法律案について久保田豊君より発言を求められております。この際これを許します。久保田豊君。

○久保田(豊)委員 ただいま可決されました開拓融資保証法の一部を改正する法律案について附帯決議をつけたいと思ふわけでありませう。御提案をいたします。

まず案文を朗読いたします。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、引き続き経営の不振と生活の不安定に悩む開拓者の現状を率直に認め、開拓政策の今日までの在り方について徹底的な再検討を加えんとともに、開拓融資一般に亘り思い切つた改善を施し、これを簡易かつ強力な制度に再編成すべきであるが、当面、開拓者が返還に苦しんでいる政府資金については、その将来における合理的な償還を確保するため、できるだけ近い機会に、現在数口乃至十数口に及ぶ各種融資金の整理統合を行い、これが償還期限延期

等、条件の緩和につき所要の措置を講じ、もつて開拓者振興計画の達成にいかんなきを期すべきである。右決議する。

昭和三十四年二月二十五日 衆議院農林水産委員会

案文は以上の通りでございますが、この趣旨を簡単に説明をいたします。

御承知の通り、昨年開拓に關します新しい法律がございまして、それによつていろいろ資金等の整備はいたしておりますけれども、まだまだ現在のところではとうていあれだけに よりまして振興計画なり何なりによりましてやつても実情とずれております。しかも、既入植開拓農民の経営、生活実態はあの程度のものではとうていこれを救うことはできないというのが今日偽らざる実情だと思ふのであります。政府のこれに對します見方は、いろいろの見方がありますが、第一に、まず実情にはつきり即しておらないうことが言えると思ひます。さらに、この償還計画その他につきましてもまだまだ不十分な点がありまして、いたずらに現行の法律にとらわれようとなつて多いわけでありませう。こういう点で、もっと抜本的な現状の認識をはつきりいたしまして、一つこれに對してまず当面この資金關係について抜本的な措置をとることがぜひ必要であります。それだけではなく、基本的には、類型の新しい創造、適用の問題、あるいは建設關係その他の促進の問題等、問題は非常に多いわけでありませうが、とりあえずの問題といたしましては、何としてもこの借金の整理等も政府資金あるいはその他の

資金一般にわたりまして徹底して実行し、少くとも開拓農家が今後いろいろの計画を立ててもやうにけるような態勢にすることが必要かと思ふわけでありませう。そういう意味におきまして以上の附帯決議を提出したわけでございます。

なお、連関いたしましたので、でき得るならば政府ないしはわれわれ当委員会といたしまして、これらにつきましては特別の調査ないしは検討等をいたしまして、政府みずからがこういう問題について積極的に取り組んで参ると同時に、われわれ委員会としても、これを促進し、あるいはしりをたたいていく必要があるかと考えるわけでありませう。これらの点については、問題が広範にわたりますので、この決議案は載つておりませんけれども、こういう趣旨を含めまして、一つぜひこの附帯決議案を御可決あらんことをお願いする次第であります。

○吉川(久)委員長代理 お諮りいたします。附帯決議を付すべしとの久保田豊君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○吉川(久)委員長代理 起立総員。よつて、動議のごとく決しました。

この際、ただいまの附帯決議に對し政府の所信を求めます。石坂農林政務次官。

○石坂政府委員 ただいま全会一致をもちまして開拓融資保証法の一部を改正する法律案に対する附帯決議を御可決になりましたが、この附帯決議の趣旨は十分に尊重いたしまして、この御趣旨に沿いますように努力いたします所存でございます。

○吉川(久)委員長代理 次にお諮りいたします。ただいま可決いたしました両案の委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉川(久)委員長代理 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○吉川(久)委員長代理 次に、内閣提出、農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。足鹿寛君。

○足鹿委員 農業災害補償法の一部改正法律案につきまして若干の質問をいたしたいと思ひます。

ただいま提案されております改正法律案の内容は家畜共済に限定されておるようであります。その問題もあとで触れますが、共済制度一般につきまして、従来の経緯等にかんがみまして、昨年一月一日実施せられました農作物共済の大幅改正に基く実施状況等について最初にお尋ねをいたしたいと思ひます。

私も、先般の改正が抜本的なものでなくてその一つの方向を示したものにすぎない、しかしながら制度の前進のためには相当の効果が期待し得られるものとして附帯決議を付して賛意を表したことは、御存じの通りであります。その後制度改正の実施状況を見ておきますと、その制度改正の趣旨は必ずしもよく普及されておられません。末端の農民は全くその制度改正の実情も知らないままに引きずられて今日に至っておるというのが、残念な

ら実情のようでございます。これらのことは、一面において事業の休止あるいは解散の議決等が各地に続発しております。数はまだわずかでござい

ますが、この制度に対する農民の不信といえますか。不満は各地で爆発寸前の様子を呈しておることは、政府も気づきであると思ひます。ただ、私どもは、それにかわるべき対策を持たずしては正しにこれに拍車を加えることは正しい態度でないと考えて、現在おそれおるにすぎません。従って、現在のそういった矛盾が表面的には氷山の一角であるということに政府は反省されまして、少くとも昨年一月一日実施、公布を見ましたその方向をさらに大きく踏み切つて制度改正に踏み出していかねければ、非常に重要な事態を巻き起すのではないかと案じられるのであります。年間百十数億の巨費を投じ、農民から歓迎されない、不満続出というような農業政策をこのままに放任することはできないと考えるものであります。そういふ点におきまして、政府は、この制度実施に伴う一年間の実施状況にかんがみて、どのように今後対処していられる御所存であるか。これは農林大臣にお尋ねすべきことでありましようが、他の委員会との関係もあるさうでありますから、また締めくくりに適当な機会に御出席を願つてさらにお尋ねをいたしますが、この案の審議に入る大きな前提として、その点をまずお伺いいたしたいと思ひます。

○石坂政府委員 ただいまの足鹿委員の御質疑に對しましては農林大臣からお答え申し上げることが適當だと思ひますが、足鹿委員御指摘の通り他の委員

員会に出席しておりますので、私から一応御答弁申し上げます。

御説の通りに、農業災害補償法につきましては、実は数年来検討を続けまして、制度の改正を行ひ、ようやく実施いたしたわけでありまして、御説の通り、改正の制度につきましては、制度的にも、また運用の点から申しましても、いろいろ御意見のありますことは十分私も承知いたしております。これは、何分改正制度の実績等もまだ十分判明していない今日であり、また、改正制度の実施状況等を慎重に検討いたしまして、本制度について今後のあり方を検討したいと考えております。さしあたりにおきましては、この運営面におきまして一そう改善を加へることに主眼を置いて参りたいという考えでおります。

○足鹿委員 あとで大臣から伺うことにいたします。

そこで、昭和三十三年、第二十六国会におきまして、制度改正の際に当委員会がいろいろの附帯決議を付したことは御存じの通りであります。たとえば基準反収の問題にしましては、評価の精度の向上の問題にしましては、無事反収の制度の検討、それに基づく整備拡充の問題、あるいは過般の九州災害で起きた植付不能、あるいは稲穂の掃き立て不能を収穫皆無として取扱うかといふような問題について、現実の問題として起きているが、何ら政府はこれに對するところの検討もせず、また具体的な対策も十分でないと思ひます。そういう点について、特に基準反収の点、評価がえが制度化され法制化されても、その精度向上に對する具体的な措置、

また、無事反収に制について、これは低被害地の農民あての要望でありまして、これに對する具体的な検討、また今述べました植付不能または掃き立て不能に對する具体的な措置、これはあと数段ありますが、前段四項の問題は非常に重要だと私も思ひまして、政府もまたこれに賛意を寄せられて具体的な検討を約束せられておるにもかかわらず、きわめて遺憾に存するような結果になつておりますが、この点経済局長から一つ一つ政府のとられた措置をまず伺いたいと思ひます。

○須賀政府委員 農業法一部改正の御審議をいただきました際に、当委員会におきまして付せられました附帯決議につきましては、われわれといたしましてもできる限りの措置をとつて参つたつもりでございまして。ただいま御指摘になりました四つの項目につきましては、第一に基準反収の問題でござい

ますが、これは、最近の特に水稲につきまして実際の反収が累年の豊作で非常に高くなつておること等の関係におきまして、農家の実感と制度の建前との間に若干の隔たりが出て参つておる実情でございまして。ただ、三十三年度から、御承知のように、基準反収の算定方法はできる限り直近年度の資料を基礎といたしまして算定することに変更したわけでございまして。三十四年度におきましても、その方法を踏襲いたしまして、できる限り農家の実感に近づけて参るよう努力いたしたいと考えておるわけでございまして。損害評価会につきましては、これは過般の法律改正の際に措置の機関といたしたわけであります。これに基きまして損害評価の適正化をはかるようにいた

したわけでございまして、三十三年産の水稲について見ますと、その実施の結果も、初年度でありました関係等もありまして、損害評価方法その他につきましても、必ずしも新制度に無事反しを出さない。また、特に去年の秋の場合には各種災害が累発いたしたような関係もございまして、各共済連合会における評価にはかなり苦勞をいたしたわけでございまして。ただ、結果から見ますと、三十二年度以前の状況に比較をいたしまして、若干評価の結果が改善をされておるように見られる数字も出ておりますので、われわれといたしましては、さらに新制度が円滑に適用されますように今後努力して参りたいと考えておるわけでござい

ます。

無事反収の問題につきましては、これを制度として持ち出して大幅に改善をいたしますことは、保険設計全体にも關係を持つて参ります問題でもございまして、また農家の負担あるいは財政負担等にも關係をいたします問題でございまして、現在の段階では前回の法律改正の際に改められた以上これを修正する具体案まで到達いたしておりません。さらに検討いたしたいと思つております。ただ、無事反収ができる状態にありますにもかかわらず組合の実務の状況がそれを實施しておらぬというやうなものにつきましては、これを督促いたしまして、すみやかに実行させるように指導いたしたいと考えております。

植えつけ不能の問題は、昨年の九州の旱魃と関連をいたしましていろいろ検討をいたした問題でござい

ではないかと思ひます。たゞ是正するは是正すると言われるけれども、事務的な立場においても何らは正の成果が十分上つておらないところに、この制度に對する不信をさらに大きくしているゆゑんがあるうと思ふのでありまして、これは事務當局としては御答弁が、大臣がおいでになりませう、いたし方がありませんから、少くともどのような努力を払われたか、この矛盾を今後どう解決していこうというのが、もう少し一つの考え方を具体的に提示願ひたいと思ひます。私は今一つ案を提示申し上げたわけがありますが、それに對する御意見もあるいは御批判もあらうかと思ひますが、とにかくこのままほつておいたのでは問題の一番焦点が解決つかぬのであります。どうされる御所存でありますか。

○逋實政府委員　基準反収につきましては、先ほども申し上げましたように、制度の建前から割り出してあります数字と農家が実感的に考へておりますものとの間に食い違ひがあるということでござります。この点はなぜそういうような状態に相なるかという点につきましては、われわれの考へ方とい

評価を行う、その基礎数字としての基準反収ということに考えておるわけでございます。農家が考えております反収は、いわゆる希望反収あるいは期待反収と申しますか、相当好条件の年の収量を基礎に置いて考えておられる場合が多いのじゃないかと思ひます。それから、もう一つは、近年作柄が非常に好調でありまして、少くともこの数年をとりますと実際の実収反収というもののが非常に高い数字になるというふうなことから考えまして、考え方がうまく折り合わないかと思うのでございます。そういふ点につきましては、先ほども申し上げましたように、三十三年度の基準反収から計算方式を改めまして、従来相当古い年次にさかのぼりまして趨勢値計算をいたしておりましたものを直近の五年ばかりに短縮いたしましたして、最近の生産水準の上昇が十分織り込まれますように改めた次第であります。この点につきましては、統計調査部の基準反収とも関連をいたします問題でございますので、過般来統計調査部の方ともいろいろ打ち合せをいたしまして、昭和三十四年につきましては、昨年度実施をいたしました方法を踏襲いたしましたして、計算方法その他につきましてはさらにしさいに検討いたしまして順次引き上げて参りたい、かように考えております。

○足庵委員 先ほどお願いしました資料はもらえますか。

○森本説明員　ちよつと数字的なことを御説明申し上げますと、昭和三十三年産の水稲の基準反収は全国平均で二石二斗四升、三十三年産が二石三斗二升ということで、御指摘のありましたように約八升引き上ることに相なっております。それを地帯別に見て参りますと、大体大幅に引き上げましたのは東北地方が相当大幅に引き上げをいたしております。各県別に申し上げますと、たとえば秋田県でございますが、三十三年産が二石三斗七升、三十三年産が二石五斗五升ということになっておりますので、一斗以上引き上げと相なっております。それから、山形県も同様でございます。三十三年産が二石五斗五升、三十三年産が二石七斗九升ということ、二斗以上の引き上げということに相なっております。次に大きく引き上げましたのは四国地方でございます。たとえば香川県におきましては、三十三年産が二石三斗、三十三年産が二石四斗三升ということで、これも一斗三升引き上りをいたしております。その次は北陸地方でございます。北陸地方におきましては、新潟県が、三十三年産が二石四斗二升、三十三年産が二石五斗二升というふうな引き上げに相なっております。大体地帯別に見まして大きく引き上げましたのはそれらの地帯でございます。

〔吉川〕（久）委員長代理退席、丹羽（兵）委員長代理着席

があると思う。この問題を解決することは、いろいろ他の農産物価格政策との関係もありまして、私もそう簡単に割り切っておるものではありません。が、最近の農業生産力の発展向上、特に水稲面における躍進的な事例のあることは御存じの通りでありまして、この問題については、国の指示ということによって規制を加えるということに私は一つの問題の大きな重点があらうと思うのです。これを今後どう是正していくか。大体、この制度は共済だと言う。あるいは都合が悪くなると保険だと言う。また大きくは国家補償だと言う。そのときそのときに向いたような性格を前面に押し立てておるところにも、これは大問題があるのであります。これは大臣がおいいになりましたが、基本方針として伺いたいと思います。が、少くとも保険の考え方が根底に相当強くあることは否定できません。そうすれば、国が統調の資料に基いて反収を指示するということは、私は間違いだと思うのです。特に自由選択制というものをこのたびは実施しておるものでありまして、そういう面から言いますしてもまことに矛盾の多いものだと言わざるを得ません。統調の資料も公表ができませんし、また国の指示がそれに基いて行われる。どこに農家の自主性といえますか組合の自主制があるか疑いたくなる。具体的な運営上の矛盾はそこからみな発生しておる。農家は、

賦課金も掛金も、出す腹は一緒でありますから、そういうことはかり合わない。しかし、いざ災害のときに受ける金額が予想外に少い。そこからくるこの制度に対する不満の爆発だろうと思う。いろいろ問題はありますが、この問題を解決しなければ、とうていどのような制度の改正をしましても運営面で行き詰まると言わざるを得ないのであります。そういう点について先ほど私は一つの提案を行なっておりますが、市町村別に、あるいは旧市町村別でもけっこうでしよう、合併前の組合別でもけっこうでしよう、一つの標準田のようなものを作つて、それに基いて一つの地域における基準反収を算定していき、農家の自主性、災害なかりせばの考え方が反映するような点を考慮すべきではないかと思うのであります。それでもできないということになれば、国の行方指示反収というものを取りやめるか、もっと実収に近いものをどういうふうに入組入れてくるかという工夫を事務当局としてもなされなければならぬと思ひます。ただいま御説明のあった点について、大きいところを言われましたが、少いところはほんの形式に終つておる。従つて、平均八升というやうなわずかな基準反収の是正にかならぬ。こういうことではこの制度の今後の発展はあり得ないと思ひます。そういう点について、政務次官はただいまの回答をお聞きになりましていかうに政策上の問題としてお考えになるでしようか。もう少し強い御決意をこの際お聞かせ願へばよからうかと思ひます。

○石坂政府委員 ただいま足鹿委員からいろいろ御指摘になりましたが、足鹿委員のお考えの線も確かに一つの考へ方であらうと思ひます。しかし、政府といたしましては、国の指示を今直ちにやめたいというわけには参らないと思ひます。一面、政府といたしましては、再保険者としての立場上、また全農の公平な損害の認定をしなければならぬので、その審査を行わざるを得ないのであります。審査の実情が次第に国の認定と近づいて参つております。今後、共済団体の評価基準の向上あるいは統計調査部との連絡の緊密化等によりまして、一そうこの損害評価を適正化するようになつてしまつて、第三者の資料も見てこれが裏づけられて、実質的には農家団体の自主性が尊重されて参りますように指導して参りたいと思ひます。

○足鹿委員 どうも方針を変えられないうでありますので、それはあとの問題にしまして、これに関連して、昨年の制度改正によつて新しく道が開けたのは自由選択の問題であらうと思ひます。これは基準反収と緊密な関係もありまして、あるいは掛金にも関連する農家負担の問題もありまして、非常に重要な問題だと思ひます。当初私も、この前の改正で、上を八に抑え下を二にすべきだということを強く主張いたしました。これはあくまでも七、五、三だということを堅持されて参りました。ところが、趣旨を傳達される過程において、上をとる場合には著しく掛金負担が増高する、それをそれて農家は最低の三を選ぶ趨勢が出てきた。そこで、中途において、これは困るというので、中途において四を挿入することにして了解を求めて

こられた事実は御存じの通りであります。私も、私どもが指摘したこと、正しかつたことをその一事をもつて見ても大体確信をいたしますが、現在は七、五、四、三という選択の四段階を設けられた。ところが、実際に参りまして全国的にはどういふ選択になつておられますか、その資料を一つ伺いたす。私の出身の県におきましては、三の階級をほとんど大部分が選び、まれに四または五を選んでゐる傾向を示しておりますが、全国的にはどういふ傾向を示しておりますか。その七、五、四、三別の選択の内容を一つ御提示願ひたい。一応口頭で大勢を御説明願ひたいと思ひます。最初にその点をお願いいたします。

○須賀政府委員 共済金額の実際の選択状況であります。全国ベースとしましては、三十三年産の水稲につきまして実際に選択をされました金額の平均は、石当り共済金額でございまして、三千三百九十八円でございます。地区別に若干の幅がございまして、一番高いのが北海道で四千五百四十三円、低いのは東北でございまして二千八百七十三円でございます。その他の地区は関東から九州にかけまして大体三千五百円見当のところに相なつております。なお、この資料は、三十三年水稲の共済金額選択のその他の状況等も含めて、別に資料で用意をいたして差し上げたと思ひます。

○足鹿委員 政務次官、今お聞きのように、大体石当り一万円を標準にしてこの制度は充足しているわけですが、三千三百九十八円を平均として農家が選んでゐるということは、この制度に

対する農家の無言の不信と抵抗の現われだとも言えると思ひます。この程度のもので、かりに三割の被害と見た場合に何ほどの共済金が受け取れるかというところ、ざつと見て二百円ないし三百円というものだろうと思ひます。そうした場合に、果してこれが農業の再生産に役に立つのか、その所得補償の一部にもならぬと思ひます。こういう事態を現実に起したものは一体どこにあるのか、これは真剣に反省されなければならぬと思ひます。私も、当初、農家の経営単位別に個人の意思に基いて八、七、五、四、三、二といふべきだといふことを主張したわけですが、ところが、事務の上からでも大へんだとかいふことで、結局、山場地帯と平場地帯、あるいはA地帯とB地帯といふやうなその地域性に従つてほとんど画一的に二つの段階に分かれて、部落別にもこの問題を解決する熱意と努力を怠つたところにも大きな原因があると思ひます。元来、保険の線を進めていくという考え方であるならば、当然農家の自分の判断に基づいて選択せしむることが選択制度を採用した基本であることは、これは間違いないと思ひます。にもかかわらず、一市町村を二地区程度に区分して、農家の意思というものは全く無視されてゐる。従つて、農家も、最初の作付前における組合との契約の場合には、それは安いのがよろしかろう。しかも、その趣旨が普及しておらない、また普及する熱意を欠いておつたために、結局安易な方向へずるやうな行つてしまつた。その結果はどうか。昨年の稲作においては部分的な災害が相当

あつたやうであります。飯米にも事欠くといふやうな農家もあつたやうであります。残念ながら、三千三百九十八円、三千円を前後して契約をしておる。従つて、反当に直してきわめてわずかな涙金にも至らぬ。そういう状態であつて、これまたこの制度に対するところの不信は大きく増高されておるが現状だと思ひます。思うに、私もが申し上げたのは抽象論ではなくして、最初に思ひ切つて若干の事務費を計上し、末端組合がその気になり、農民の協力を求められるならば、農家単位に選び得る。これは筆数を調査し、あるいはいろいろ困難な問題もあつたでしようが、少くとも初年度においてその努力を怠らなかつたならば、あとは一つのでき上つたものを補正していけばできるものであつて、そのことに對しても、いやこれはとても事務的にはさき切れぬとか、何らこの制度に對しての具体的な熱意のないところから、当然予想されるやうな結果がこの制度改正の上に見られてきておる。これに對してはどう対処されるつもりでありますか。現在のように組合を二つ程度に区分していく自由選択制といふものは、このまま放置すれば非常に欺瞞性の強いものだと言つても仕方がない。名は自由選択であるが、二つに限つて農家をそれに押し込めていく、農家の意思を十分に尊重することもできないといふことにならうかと思ひます。そういう点について、全国平均が三千三百九十八円石当りを約三分の一の農家が選んでおるといふことは、これは重大な問題だと思ひます。このまま放置して、また契約初年度三十四年度が始まろう

んじておる、こういうことではいかに熱意を持っておつてもこれ以上進むわけにいかぬから他へ移りたい、こういう希望を持っておることをあなたにも申し上げたと思うのです。なるほど共済基金の職員ベースの平均は比較的にいいというようなことを言う人がありますが、それは、連合会は全額国庫負担でありますし、他のものとの比較においては著しい差はないと思ひますが、末端の給与水準の面からいいますと全くお話になりません。そういうところからだんだん、当初熱意を持っておつた職員が他に転職をしあるいはやめて、今度はこの制度に対する批判の第一線に立つとさへ決意をしておる者も続出しておる現状であります。制度そのものもおもしろくない、運営の面にも第一線職員がだんだん批判的になつて熱を失ひ、一体これではいゝでしようか。百数十億の巨費を投じて、こういう状態に陥つておつていいでありましようか。その点を政務次官は午後大臣とよくお打ち合せをされて、これに対する少くとも来年度当面運営上においてなすべき最大の対策と根本改正に対する政府の所信をお打ち合せ願つて、責任のある御答弁をお願いしたいと思います。

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

午後二時一分開議
午後二時一分開議
午後二時一分開議

は困難だと思ふわけです。これはこの趨勢をさらに拡大していく自然的な勢いもありますが政府としてはもっとこれを強く推進して、公營的な性格を十分にこれに織り込む、そういう性格に切りかえていく必要があると思ふのであります。その点について、これもまた農林大臣の御所見を承わらねばならないことではあります。末端の役員も望み、また農民もこれに賛意を表しておるのだから、——ただ、若干の都道府県連合会に、煮え切らない、そのことを好まざるかのような態度も見えぬではない、そういう点はあるんですが、さようなものを願望することなく、もっとこれを強く推進して、公營的な性格を強く出し、特に賦課金の国庫負担、そして農民負担を軽減する、そういう方向に進めるべきものであると思ふんですが、この点について政務次官の御所見を承わっておきたいと思ふいます。

○石坂政府委員 解散問題につきましては、従来の組合の運営の点から、いろいろ末端においての状況を指摘されて、むしろ公營的な性格を持たせて市町村に移譲する方が適當ではないか、こういうふうな御意見であったのであります。農林省といたしましては、この制度を最も円滑に運ばせ、かつまた将来の事業運営が健全に行われ、この制度の趣旨を最も生かしますために、組合の運営を積極的に指導いたしまして、その経営の完全運営をはかりたいと思ふいます。従いまして、農林省といたしましては、解散動向を示しておる組合については市町村に移譲するということにつきまして、将来の事業の運営の円滑健全

化を考慮いたしますときに、必ずしもこれを勧奨することも適當だとは考えないものであります。従いまして、足鹿委員の意見とは反するかもしれないけれども、私どもはむしろこの後の組合のこの制度の徹底をはかりまして、その運営に万全を期したいと思ふのであります。かように申しますと、そう言いながら農林省としては実際に何もやっていないじゃないか、こういうふうなおしかりを受けるかもしれないが、午前中からだんだん申し上げております通りに、今日のところ、運営の面に重点を置きまして、できるだけ成果を上げるように努力いたして参りたいと思ふております。

○須賀政府委員 共済事業の市町村移譲について政府としてさらに積極的な考え方をとつたかどうかという趣旨のお尋ねでございますが、市町村移譲に關します基本的な考え方としては、一定の条件に該當する組合について組合員の自発的な意思の表示と市町村の意思とが合致をいたしました場合にこれを移譲するという趣旨をとつておることと御承知の通りでございます。移譲の模様は、先ほど申し上げましたように数においては一月の終り現在で八十二組合に達しておりますが、なお今年秋ごろまでは若干の移譲組合が出てくる見込みでございます。移譲後の組合の業務運営の状況等につきましては、私どもの方でも事例的に調査をいたしておりますが、まだ移譲後日数も浅うございまして、必ずしも一つの固まった方向といたしましての移譲の効果を確実と把握するということとが困難のような事態にあるわけござ

います。さような状況でもございまして、この問題につきましてはさらに移譲後の組合の業務運営の実態等も十分把握いたしまして判断をいたしたいと思つております。それまでの間はなおむね従来の考え方を進めて参りたいと思つております。ただ、たゞいま御質問の中にもありましたが、あるいは連合会の意向とかそういうようなものによりましてこの移譲の動向が支配をされるというふうなことがないように、私どもの方でも十分指導していききたい、さように考えております。

○足鹿委員 まだ移譲後時間が経過しておらないのでありますから、ただいまの御答弁もやむを得ないと思ふいます。私の言つておるのは、やはりこの際、制度に対する農民の信頼感、また業務運営の健全化、そういう面から一つの何か折り目をつけるという意味において推進すべき方向を法的にもあげたわけでありまして、やはり踏み切るときには踏み切るという積極的な方針を持って指導していけば、勢いこの後における業務運営にもその結果として期待し得るものがあるのではないかと、そういうふうな考え方に基づいて言つておるのであります。しかし、実績から見ましてよく判断をしてみなければならぬというお考えも、また事務局としては実際そういう点もあると思ふいます。私はこの点については強く公營化の方向を目指して市町村移譲を積極的に推進すべきであるという趣旨を強く要望いたしておきたいと思ふいます。特にその際各地で見られる事例は、市町村に受けるのは優秀な組合、いい組合なら市町村は受

けるが、悪いのはごめんだこういうような事例も間々あるように思われまゝ。ところが、実際はやはりそういうものに対して市町村移譲をすみやかに行なつて、そして組合の健全化をはかる必要があるのではないかと、思ふのであります。それから、そういうものについてはやはり指導監督事項が年度の改正によつて強まっておりますわけでありまして、その組合の診断はあなた方の手によつて行われておるわけでありまして、当然これは移譲によつて健全化すべきだ、そういう一つの判断のもとに、知事のあつせんと申しますか、この推進に当り組合側と市町村側の協議がととのわぬ場合でも、都道府県知事がもっと積極的なあつせんと活動ができて得るような道を具体的に開いて、うしてこれを一定年限間に、たとえば二年なら二年、三年なら三年を目途として移譲を完了していくというふうなことが好ましいではないかと思ふのであります。ただ、行くものは農民の自発的な意思に基づいて行かないで、それじゃまはせぬ、悪くはないでしよう、今のものいいでいようというふうな、そういううなまぬいというか決断のない態度をいつまでも続けることは許されないのであると思ふいます。私の見たところでは不振組合が拒否される現状があることを指摘して、それらに對しては特に移譲による健全化ということにもつと力を入れるべきではないかと思ふいます。不振組合とは結局賦課金の徴収なり掛金の徴収がうまくいかないという場合が多かろうと思ふいます。また、今までの運営がだらしがなかつたために非常に財政的な行き詰ま

りがきており、不正事件で表には出ておらぬが、實際ふたをはぐつてみると、使ひ込み事件等のあるものも相当あります。そういうふうなものについては、やはりこの機会にそれを洗つて、荒立てるという意味ではなくして、その上立って市町村移譲に切りかえ、組合員の信頼を受けるように努め、また組合運営を權威あらしめていくということが、私は必要であらうと思ふのであります。要するに、一定の方針を持ち、年限を定めて、むしろ優秀組合よりも不振組合に重点を置いてその市町村移譲を積極化すべきであるというふうな私は考えるのであります。根本的に私の意見と違つておれば違つておるとおっしゃつていただいてけっこうですが、私はさう大きなあやまちを犯しておらぬと思ひますけれども、その方向についての政務次官の御判断を一つ承わりたいと思ひます。

○石坂政府委員 先ほど、行政庁といたしましては移譲の問題を勧奨するといふことが必ずしも妥當であるとは考えませんというふうな申し上げたのであります。今足鹿委員の指摘されました通りに、不振の組合について一々検討いたしまして、事実上事務執行面の不健全による点等も見受けられるのであります。従いまして、こういう組合に對しましては、役職員の教育、業務の執行を整備したす等によりまして組合の運営の改善をはかつて参りたいと思ふております。なおまた、解散の動向を示しておる組合ないしは事業運営の円滑を欠く組合に對しましては、それぞれの事情を検討し、配慮いたしまして、府県連合会の協力のもとに個別

的に行きかへて、不正事件で表には出ておらぬが、實際ふたをはぐつてみると、使ひ込み事件等のあるものも相当あります。そういうふうなものについては、やはりこの機会にそれを洗つて、荒立てるという意味ではなくして、その上立って市町村移譲に切りかえ、組合員の信頼を受けるように努め、また組合運営を權威あらしめていくということが、私は必要であらうと思ふのであります。要するに、一定の方針を持ち、年限を定めて、むしろ優秀組合よりも不振組合に重点を置いてその市町村移譲を積極化すべきであるというふうな私は考えるのであります。根本的に私の意見と違つておれば違つておるとおっしゃつていただいてけっこうですが、私はさう大きなあやまちを犯しておらぬと思ひますけれども、その方向についての政務次官の御判断を一つ承わりたいと思ひます。

に指導を徹底いたしましたして、農家の理解と納得によりまして再び事業が健全化しますように、一その努力を払っていきたいという考えを持っております。

○足鹿委員 どうも私の聞いておることにもっともお答え願えないので、まことに残念であります。それでは、現在の八十二の移譲組合の場合に、その常勤役職員の身分上の問題で、市町村職員に移譲になるわけですね。そうした場合には、勤務年数の通算制の問題等についてはどういう実情に現在あります。また、あなた方はどういふにこれを処理されておるか。その問題についても一つ御説明願いたい。

○須賀政府委員 市町村に移譲をいたしました職員の年金給付通算の問題でございまして、現在、市町村職員自体の長期給付制度につきましては、一般的には、一般吏員については市町村職員の恩給組合、雇員については市町村職員共済組合、また一部の市においては市町村職員共済組合の適用除外を受けておるものがあるというふうな、きわめて複雑多岐な体系となっております。この内容は必ずしも統一されておるとは申しがたい実情にありま

す。農林当局といたしましては、これから事業移譲をいたしました市町村の移管職員の身分安定の措置に關しまして自治庁当局と協議を続けておりますが、自治庁当局といたしましては、地方公務員退職年金制度が以上申し上げましたようなきわめて複雑多岐な体系となっておりますので、これを整備いたし改善を行うという必要にかんがみまして、現在地方制度調査会に諮問をいたしまして、近くその答申が行われ

る段階になっておるわけでございます。この答申を待ちまして根本的な改正が行われる予定でございますが、この事業移譲をいたしました職員の通算の問題につきましては、その際あわせて処理をいたすべく、目下自治庁当局と協議を続けておるわけでございます。通算を要するという実態の認識につきましては、自治庁当局におきましても相当強く理解をしております。おと私どもは承知をいたしておるわけ

であります。

○足鹿委員 大体いろいろ手続上の問題等をめぐって研究され、自治庁とも打ち合せをして確信があるようでありますので、その点はさらに強固はつきりとした姿において解決されんことを要望いたしておきたいと思ひます。ただ、先ほどの政務次官の御答弁では、おぼろ湯につかったようなもので、出

もならず入りもならず、いかにも市町村移譲の問題は道を開いておいたからやりたければやれ、そうでなければそれでいいと言わんばかりの御答弁であります。少くともこの方向を法改正によって踏み切ったというのは、従来の組合運営の実績にかんがみて相当思い切った方針が出ておるわけでありまして、その点については、くどいよう

うであります。よく検討されまして、少くともその道を開いた以上、どつちつかずの中途半端な態度を長く続けられることはよろしくないと思ひます。御善処あらんことを除ねて要望し、また御所見を承わっておきたいと思ひます。

○石坂政府委員 移譲に関する基本的態度といたしまして、先ほどから私なり局長が申し上げております通り

に、組合員の総意と市町村の意思の合致した場合に移譲する、こういう態度をとっておるのであります。しかし、足鹿委員ののだんだんの御所見も吐露されたのであります。われわれも吐露いたしました。かような問題を含めまして制度全体につきまして十分に検討いたしたいと思ひます。

○足鹿委員 それでは、市町村移譲の問題は御善処になるそうであり、全体としての関連もあるそうであり、この際この程度で終りまして、次の問題に移りたいと思ひます。

共済事故原因の再検討の問題であります。これは、最近地方の組合で要望し農民も要望しておるの、病虫害に対する防除、未然防止、この問題に對する熱意が非常に盛り上つてきております。御存じのように、農業の進歩発達というものは非常に目ざましいもの

があります。またその防除方法なり手段につきましても非常に長足の進歩を遂げて、普及も進んでおるようになっています。現在の事故対象は、早魃、冷害、水害、病虫害というふうになって

おります。元来この制度はややもすれば情勢獎勵的な面に通ずるというところを従来よく言われておった。そのことは、こやしもあまりやらぬ、病虫害の防除もはうておく、そうすれば常に

共済金がもらえるというような場合があつて困るというふうな声も聞いておるのであります。全体がそういうものとは断定できませんが、ほんの局部的な場合が多いようでありまして、とにかくそういう面もないことはない。

そういう面から、最近の農業技術の中でも病虫害の未然防止あるいは発生の場合における防除という面は著しく情

勢が變つてきておると思ひし、むしろ病虫害防除は農業技術の一環であつて農業技術に連なるものであります。防除を徹底すれば必ず増収が期待でき

る、そういうことははや定説になつております。この際、むしろ病虫害を事故原因から除いて、そうして防除共済の面をもっと強く制度的に打ち出す必要はないか。悪いところは是正する

という面が制度の技術的改正の一つ大きな柱になります。新しき農業情勢の推移に照らしてみても、そしてこの新しい面を開拓するということが必要

であります。いわゆる天災と病虫害防除は不即不離の關係にあつてだめだといふ議論も一部にありますが。それも確かに議論でありましようが、しかし、病虫害は天災とは異なると思ふのです。従つて、これらの問題については、むしろ農家の所得を病虫害から守つていく、生産を守るという意味から、農業技術の一環をさらに広めて徹底していくという観点に立つて、病虫害の防除面をもっと強い制度化の方向に踏み切つて、そしてこの制度が農民から

もつと喜ばれるような運営になることを私どもは期待するし、現地もそういうことを期待しておるようと思ひます。そういう点について、現に連合会

によつては、その地域によつて異なりますが、若干自分たちの創意によつて手をつけておるところもあるやに聞いております。その点についてはどう

いうふうな御検討になつておりますか。事故原因からとりはずすといふことはなかなか重大なことでありまして、そう安易に割ることも困難と思ひますけれども、やはり一つの問題

点たることを忘れてはならぬと思ひわけであります。その点いかようにお考へになつておりますか、承わりたい。

○石坂政府委員 病虫害は、御承知の通りに、風水害、旱害、冷害等の災害と併発する自然災害の性格を持つ場合もあり、農業及び防除技術が進歩いたしました現段階においてもなお農家に相当の被害を与える災害でござい

まして、最近の共済事故発生状況より見ても、病虫害を共済事故から除外いたしますことは、なおこれは慎重な検討を要するものと考えております。また、病虫害は多年共済事故と競合して発生する点もございまして、病虫害を分離して損害を評価することは、技術上から見ましてもよほど困難であり

ます。

そこで、病虫害に対する防除共済の点であります。この防除共済は他の自然災害に対する共済事業とおのずから性質を異にいたしております。防除行為による費用を損害補償の対象とするために、制度の仕組については慎重な研究を要するものと考えられます。また、料率の算定、損害認定の方法等につきましても、長期間の資料を整備いたしまして検討を行う必要があると考えております。

○足鹿委員 大臣を至急お呼びいただきたいのであります。この防除共済の制度化の問題についてはもつと真剣に検討されることを私は望みます。制度自体が、収穫を補償する、従つて所得を補償していくという考え方とはよほど遠い、生産費の一部を補償するにすぎない現制度下にあつて、一番大事な面は病虫害防除だろ

うと思ふのです。他の天災に基くものに

第一類第八号 農林水産委員会議録第十二号 昭和三十四年二月二十五日

一一

つきましては、当然、農林省のみの問題ではなくして、国土保全なり災害の大きい立場からの防除ということが伴わなければこれは解決のつかぬ問題であり、病虫害の面におきましては若干原因を異にしておると私は思うのです。そういう面についてはもう少し突っ込んだ研究をされて、市町村においても自発的にいろいろと工夫をこらして検討していろいろなことを実施しておるわけであり、そういう事例もお調べになっておると思いますが、もつこの病虫害防除の制度化の問題については特に研究を遂げられて積極的に乗り出していただきたい。どういうふうにするにすればいいかという問題につきましては、たとえば無事戻しの問題に連関をいたしますが、無事戻し金を従来は総掛金の十分の一ですか、今度の改正で六分の一になったと思うのですが、そのものをさらに小さく細分して農家に還元しても、それは微々たるものであつて、ほんの気休め程度に過ぎないと思ひます。従つて、そういう場合には、それらを一つの元として防除共済の財政的な資金の一部にこれを活用するとか、いろいろな方法があるとか私は思ふのであります。なんとなしにこの制度そのものが非常にいたんだ道具のように方々でこわれかかったりしておるにもかかわらず、これに対する真摯な立て直しというところが一向にはかからない。一面やっかいな存在とも言い得る面があります。一つ一つ問題を処理していく以外には方法はないと思ふのです。そういう面は、ただ単に病虫害は天災に原因するものだといふような一点張りの御答弁では、私はおさまらぬのじやないかと思ふのです。もっと、そういう公式な答弁ではなくして、私が今述べたような観点から、農家が歓迎し、農家がその結果を喜ぶような方向に運営を新しく切り開いていくということにならなければならぬと私は思ひます。これは農業技術の一端であるという観点から私は再検討を主張したいと思ふのであります。さらに、あらかじめ予定されたような答弁ではなくして、やはり御同感なら御同感として、政治的に次官の踏み切つた御答弁を私は期待しておるわけであり、一々経済局長に相談しなくても、あなたの考え方でこの点もう一応御答弁を求めておきます。

○石坂政府委員 病虫害対策というところは農業生産の上から重大な関係を持つものであります。従ひまして、御承知の通り、農林省といつたしまして、畑作振興の大きな柱として、畑作の線虫防除等の方法も講ずることにして、それに連関する昭和三十四年度の予算もできております。しかるに、今当面の足鹿さん御指摘の防除共済の問題につきましては、先ほども一言いたした通り、長期間の資料を整備いたしましたのでありますから、われわれも、一そう資料を備へ、この点につきましては十分に検討したいと思ひます。

○足鹿委員 畑作改善の問題と連関してと言葉がありましたが、畑作改善の問題になりますと、現在病虫害防除の問題になりますのは、水稲の場合、倒伏に基くウンカの発生というようなものと、長目に多肥をやつた軟弱成長の場合にイモチ病が発生しやすいとか、いろいろの関連条件があるわけですね。そういう場合に、私が先ほどから言つておりますように、これは農業技術の一端といたしまして、倒伏はある程度技術上において防止し得る問題であり、また、軟弱成長の問題につきましても、それは農業技術の上においては解決がついておるわけでありまして、ほかの水害とか旱害とか冷害とかいうような問題とは趣きを異にしておるのであります。畑作の場合における土壌のネマトーダの対策費が本年度の予算で若干組まれておることは私もよく承知いたしておりますが、それは若干性質を異にしておると思ひます。その点だけは一応御注意申し上げておきたいと思ふのです。で、農作物の場合にはみな強制加入ではございせんから、今問題として取り上げておられぬわけであり、水稲、麦の場合におきまして、やはり今申し上げましたように農業技術上の問題と云つても差しつかえない問題でありますから、これが防除が徹底すれば、年間四百五十万石の減収だといわれる大きな減産防止の面から言つても、増収政策に通ずるわけにございまして、そのことは農家経済の上にも寄与しておりますし、国家の食糧増産政策の面から言ひましても、消極的な政策ではなくして積極的な意義をこれは持つておると思ふのです。そういう点から、これはほかの問題ではあります、農業の価格の問題あるいは使用法の問題、あるいは農具器材の問題等に対しても、心を持った、そして共同化の方向を保持した防除政策の遂行ということが私

は必要だろつという前提に立つてこれを申し上げておるのであります。これはこの際これ以上申し上げませんが、御検討をもつと進めてもらいたいと思ひます。この点は検討するということでありまして、これ以上触れることを避けたいと思ひます。それから、このごろ地方を歩いてみますと、賦課金、掛金の強制徴収の権限が今度の改正によって強化されたといふところから、方々で評判の悪いこの制度が差し押さえてやるということではけしからぬという声があるのでございしますが、現在農林省にはこの賦課金、掛金の強制徴収を実施したことについての何らかの資料がございしますか。あつたら一つお聞かせ願ひたい。

○須賀政府委員 ただいまお尋ねの件につきましては、私どもの方でも断片的にそういう話を聞いたことがあるわけにございしますが、ただいま傾向なり動きを具体的にとりまとめ御説明申し上げるほどの材料が備つておりません。さらに調べまして、材料が入手できましたときに、あらためて後日の機会にお答え申し上げることにいたします。

○足鹿委員 これは、一方においてその成果が上りつつある場合に、もう一方に必要とあらわれるということは運営上必要とあらうと思ふのです。一方において改善の事実が上らないにもかかわらず、そのような農民負担の点について強権を發動していくといふようなことが、偏向して片一方だけ釣り合いをとらずに進みますと、非常に問題を惹起しやうと思ひますが、まだ十分資料がないやうであります。これは早急に一つお調べを願ひます。

○須賀政府委員 これは、零細農家が何戸現在の共済制度から離脱したかという把握の仕方は非常にむづかしいのでございしますが、加入戸数から引き受けたのであります。昭和三十三年の水稲の引受戸数は全国合算して五百六万四千戸であつたのでございしますが、昭和三十三年に水稲で引き受けた戸数は四百九十二万五千戸に上つております。従ひまして、この差が約十三万七千ばかりあるわけにございしますが、これは全部零細農家が離脱したことによるものといふことは申し上げられないわけにございしますが、この減少した戸数のかなりの部分はこれに該当するものではないかといふやうに観測をいたしております。

○足鹿委員 これは相当大きな制度改正によつて変化が起きつつあると思ひます。少くとも十三万七千戸というものが減つた。これは、従来は一律強制加入のものが、零細規模経営農家の対象から自分の意思によつて除いた。これは大きな筋だろつと思ひます。こういうやうに道を開けば、それぞれ農家の意思は非常に緩慢ではあります。や

はりそれを受け入れて自分の判断でそのことを処理しておると思うのです。そういう意味から、私はいつも申し上げておることではありますが、次官にもよくお聞き願っておきたいと思ひますことは、現在強制加入を米と麦に限定した。ところが、麦作の場合でも入植地帯は災害多発地帯として除外をしておる。ところが、戦後入植が終つてからでも十年になんなんとしておる現状、それでなくても午前中もこの附帯決議を開拓農業問題について付して法案が通過をいたしました。開拓地に對する適用は現在までもない。そういう点も私は一つの矛盾だと指摘したい。また、日本の農業の状況から見まして、地域性が非常に濃厚だと思ひます。九州の場合は菜種を作る、関東の場合は麦が畑作または水田裏作の中心をなしてある、あるいは都市周辺においては果樹蔬菜がその経営の中心をなしてある、北海道においては豆類がその経営の中心をなしてあるというふうに、非常に地域性が濃いのであります。ところが、米と麦には強制加入で国の再保険措置を講じておりますが、北海道の豆類とか、あるいは九州方面の菜種とか、その他都市周辺におけるところの経営の実態に即するようなものに任意共済としてやろうとしても、再保険措置が講ぜられないために一ぺんでべしやんことになる。それは、昭和十八年における九州の菜種の任意共済の事例についても、いまだに当時の焦げつきが三千万円もあつてどうにもならぬ、この処理をするにもなかなか融資の道すらも開けないというようなままだ現状であるわけであります。従つて、この強制加入の問題は、一番普通

性のある、地域性のない水稲なら水稲、米なら米に限定して、他の麦とか菜種とか、あるいは北海道等の大豆とか、都市周辺におけるところの園芸、そういうようなものについては、これを任意共済にして、そのものに對して国が再保険措置を講じていけば、日本の農業経営の地域性に即したこの制度の運営が行われるのではないかと、いうことを私も従来から主張し、現在でもその考え方の間違いでないことを現実には北海道の豆類の問題あるいは九州の菜種の問題を通じて見まして痛切に感じておるのです。従つて、こういう問題に對しては、明らかに矛盾が指摘されるのみならず、的確に現われておると思ひます。この制度自体を全部を任意加入しろと言ふのではなしに、米についてはこれを強制加入の制度はあくまでも堅持し、他の重要農産物につきましては任意共済にこれを切りかへ、農産物の地域性と農業経営の実態に即するように国が再保険措置を講ずるならば、この制度はもと生きたと実情に即した運営ができると思ひます。これはそう異論のない話だと思ひます。これは、保険設計でどうなるかというところは、われわれは事務官でありせんからわかりません。わかりませんが、少くともこの制度が実態に即したもので、農業経営に密着した制度として発達するためには、少くともそういう点が考えられなければならぬと私は思ひます。けれども、そういう点について、保険設計の面やあるいは考え方の面で、それぞれ次官なり局長から一つ方針をお聞かせ願ひたいと思ひます。

つきまして、任意加入制の問題と、国が再保険の措置を講ずるという問題についての御指摘でございしますが、麦につきましては地方的になり様子を異にしておりまして、現に主産地におきましては相当高率の引き受けをいたしておるわけでございます。そのような実態でもありますと同時に、麦は米に次ぐ最も重要な作物でございします。私ども現在の考え方といたしましては、今後も任意加入制はとらない方針で考えておるわけでありました。この点は、任意加入といたしましては、合、従来の共済制度に對する考え方の基調になつております。国庫負担の理由づけ等の問題につきましてもいろいろ議論の出でくる問題でもございします。また、麦につきましては、実態から考えましても、任意加入でない現在の制度を続けていって差しつかへなからうかというふうな考えでおるわけでありました。菜種、大豆等、いわゆる地方的な作物につきましては、任意共済は一部において実行いたしました経験もあるのをごいしますが、これは、御指摘のように、国で再保険措置を講じませんとなかなか制度の運営がうまくいかないというところは、過去の経験から十分に感じとれるわけでありました。従ひまして、この点につきましては十分検討を續けて参りたいと考えておるわけでありました。現に、大豆につきましては、昨年来予算措置を講じまして、北海道におきまして試験的に資料の収集をやつておるわけでありました。これらの資料が整理をいたして参りますれば、それらのものをもとにいたしまして、さらに検討して参りたい、かように考えております。

○足産委員 麦を除く他の重要農産物について検討しておるということですが、これは、関東地方においては麦は畑作の中心であり、また裏作の中心でもあるかと思ひます。しかし、北方農業の場合は全く異なつてくる。また、西南地区、西日本の場合におきましても、これは政府が出しておる資料に基づきましても、必ずしも関東におけるような麦の実情とは違ひます。麦の重要性を私は否定しておるのではない。その重要農産物の地域性というものを重視していくべきではないかというのを指摘しておるのではありません。もし麦を強制加入からはずした場合には非常に困るという事象があれば別でありませんが、別に国が再保険措置を講じて、強制加入と同じような内容になれば、麦の加入が著しく減ずるといふことはなからうと思ひます。麦自体が二十万町歩も最近減少しておるといふことは、これは、政府の価格対策なり、畑作の輪作体系上における麦作の研究が足りない、そういうところから麦が、減反しておるのでありまして、それと一連の関係があるのであります。そういう点で、私は麦を決して軽視しておるのではないが、しかし、その地域的な性格をもつこの制度に組み入れて、農業経営に密着するような運営にすべきことを私は力説しておるわけであり、その点についてはもつと農業情勢の推移に適合して検討されんことを特に強く指摘して、この点は終りたいと思ひます。

それでは、家畜共済の問題が具体的問題として残つておるわけですが、組織、機構上の問題について一つお尋ねをしてみたいと思ひます。現在の組織、機構は、中央におきまして農林省の特別会計、共済基金、これは任意団体であります。全国共済協会、この三つに分れておる。ところが、都道府県連合会の運営の状況を見ますと、昨年末政府からいただいた資料によりますと、赤字連合会と黒字連合会が半々であります。もしこの制度が真に農民の全国的な共済機関としての性格が中心だとするならば、都道府県にいろいろな赤字が出たり黒字が出たりというふうなことはあつてはならぬと私は思ひます。第一、低被害地の県において主として赤字が出る、そして被害激甚の地において黒字が出るというふうな、むしろ逆な現象が見られるのであります。そういうことは、何か現在の組織、機構上において、共済という一つの性格の面からいいますればどうもおかしいと思ひます。現在のこの制度は非常に複雑な制度になつておりました。その運営も、法律そのものも、さらにこまかくいろいろな機構に組み立てられておりました。ちょうど精密機械のようでありまして、なかなかその実態がつかみにくい。もつとこれを簡素化していけよというところは、これはもう地方へ出たときの強い要望です。とにかく、私どもがこの問題に取り組んでいく、容易に理解しがたい、全く手のつけようがないという場合もあるわけでありました。そういう面をなるべく是正いたしまして、組織、機構をもつと簡素なものとして体系化する方法はないかという観点からお尋ねをしたいのであります。今申しましたように、共済基金なるものを、三十億の出資、国家と連合会の十五億ずつの負

担で作ったのはよほど前のことでありますが、その程度の基金を今必要とするのか。政府機関としては農林金融公庫があり、最近では国の資金によらず自己まかなひのできる農林中金あり、また農業共済関係の運転資金等も最近では豊富に出てくる現状であります。農林金融の全面的な立場から考えなければいけません。何か農林省は、一面において監督権を持ち、特別会計を持ち、非常に強大な組織を持つておる。話に聞きますと、正規の公務員は課長以下わずかであつて、あとはほとんど常勤の非常勤労働者ですか、何か定員外の身分も非常に不安定な職員が数千人おつて特別会計の運営に當つておる、そうしてその運営も官僚的な面が強く出て相当非能率な面も顯著であるという批評も私聞いております。そういうものが積り積つて結局農民負担に重なる、あるいは農民負担を軽減しようという場合にそれが支障ともなるわけでありまして。そういう面から、もっと中央、地方における組織、機構を再検討すべき段階に來てはしないか。そして、現在農業共済協会がございまして、これは全くの任意機関であつて、しかも各都道府県連合会から資金を集め運営に當つておる。どうもわれわれには解せない機構上の矛盾を持つておるに思ふのであります。協会は正規の業務指導機関にして、農林省は監督権だけを持つて、そして特別会計等はむしろ中央機関に集めて、そして基金は農林漁業金融公庫の中に別ワケを設けるとか、あるいは業務を農業関係の金融機関に委託するとかいふふうにしていきましますならば、まだまだ簡素体系化の上に資するべ

き点がありはしないかと思ふのです。現在十五億円の農民出資が基金に行われておりますが、これは自己資金の回り等を考えれば四十億以上の運営になつて回つておるという話も聞いておりますが、事実上どうか存じませんが、もっと、この基金の現在のあり方、その運営の問題、いろいろ考えていかなければならぬ点があるかと思ひます。聞けば農業共済協会は年度の農業団体職員共済組合の基金にもその職員は加入しておらぬ。しかも、その存在の立場というものは、この農業共済制度については農政上の重要な役割を果しておる。また連合体のかなめ役として機能も果しておる。にもかかわらず、その身分は全くの任意団体の職員として放任されておる。そういうことがあり得るであらうでしょうか。どうも現在の組織、機構上においてなお再検討されなければならぬ面が出てきておるのではないかと、そういうふうには思ひます。ついででありますから申し上げますと、先ほど述べた連合会段階においては、ある災害頻発地帯の連合会は黒字だ、西日本の低被害地帯は赤字を持つておる連合会が多い、そういうことは矛盾とお考えにならないですか。ほんとうの全国的な農民の共済機関だとするならば、お互いが平等の立場に立つてその結果が運営されなければならぬ。にもかかわらず、府県区域の大小、あるいは事業分置等によつて、その運営の間には赤字の出る連合会と黒字の出る連合会があつていいのでしょうか。むしろ、交通機関やいろいろな点から見まして、もはや連合会を必要としない段階がきていゝのではな

いか。むしろ中央に一本つける。都道府県の傘下にある組合は、私どもの鳥取県でいいますと、従来百八十くらゐの組合が五十幾つに再編成されておる。そのものになお連合会があり、支所があり、出張所がある。一体そういう複雑な機構を必要とするのかどうか。私はそういう段階がきておると思ふのです。それらがみんな農民負担にほかならない。あるいは国家負担が、当然農民負担の軽減に持つていける金をそういうところへ使つておる場合もあらうとも言えます。そういう点から考えてみまして、これは少し乱暴な意見かもしれませんが、やはり末端組合が大きくなつたわけでありまして、これを中央と直結していくのに、一つの都道府県なりある一定の区域を区切つて連絡機関なりあるいは中継機関が出ていけばいいやれるのじゃないか。それはすなわち機構の簡素化に通ずるし、一面経費の軽減ということも運営によつては生まれてくるのではないかと。どうも、十数年前のアメリカ占領時代において向うさんの意思が相當に入つてできた制度が自來十数年を経過して日本の農業情勢や各級の方面に大きな変化がきておるにもかかわらず、このものは依然として旧態依然たる姿を持つておるというところに私は問題があるのではないかと思ひます。意見が非常に多くなりまして恐縮であります。少くとも組織、機構上の問題についても、ここに何らかの実情に即するような考え方を進めていかなければならぬ。市町村の組合を合併させる、そうすると必ず予算の場合に事務費の削減問題でいつもあわてさせておる。町村で合併したのはその組合のためによかれかしと思つてやられた

ことでしようが、結果的には国の事務費負担を軽減するために町村組合を合併したと言われても弁明の余地がないような実情に地方組合を追い込んでいゝ。そういうことが私はあつていいかと思ふのです。こういう問題全体を通じて再検討をして、組織、機構上もつと簡素にして強力な改正をし、しかも体系を新しく建て直していく必要があるではないか、そういう点を痛切に感ずるわけでありまして、政府においてはこの点についてどういう態度をもつて臨んでおられるか、また、これからやろうとしておられるかを伺いたい。

○須賀政府委員 現在の農業共済実施の機構につきまして、いろいろ具体的問題を御指摘になりましてのお尋ねであります。われわれといたしましては、現在の農業共済の職務をもつていたしますと、たとえば保険のような問題のごときも、一府県段階で危険の分散をはかりまして、通常の災害は県段階においてカバーをするというように保険設計になつておるわけでございます。従いまして、そういう仕組みから言いますと、連合会機構というものをはかりまして、連合会機構として参る必要があると考えております。また、共済基金の問題につきましても、御承知のような経過によりまして、実際の保険金金繰りの関係からいふ機構が生まれたわけでございます。現在はその目的に従ひまして相当量の活動をいたしておるわけでございます。いずれも現状に即して考えますとそれぞれ機構的には動いてゐるわけでございますが、ただいま御指摘の問題は、今後の農業共済制度全体をひつくるめまして、どのようにこれを効率的に、また

簡素強力な機構に整備統合して運用して参るかという、制度自体とからんであります。基本的な問題に直結しておる事柄であると考えておるわけでございます。従いまして、われわれといたしまして、現機構のもとにおきましてさらに効率的な運営をはかつて参りますことはもちろんでございますが、今後制度の基本的な検討を進めます段階におきまして、その機構の問題につきましてもあわせて十分検討をして参りたい、かように考えております。

○足座委員 そうしますと、具体的に尋ねると、事務的には結論は検討はしておらぬ、制度改正全般の問題として何でも考えるということ、重要な問題を追及しますと、制度改正全般の問題として検討したいと言われる。しかも、私どもがこの問題の改正を熱心に迫ると、微温的な態度で終始し、そして、いよいよ実施になつたものを見ればその欠陥が明らかに現れておる問題についても、事務的対策を講ぜずして、何か制度全般の大改正をやらんとするわんばかりのような御答弁でございますが、一方において、それをやるのかといへば、それについても確信がない。ほかの問題についてはどうか知りませんが、このようなことによく似たような問答をすることは私も初めてであります。もっとやるならやうなことをやまへやばりお示し願ひたいと思ふのです。これだけ国の巨費を使ひながら、実効が上らぬといわれ、解散や事業休止が続出してゐる。それをお認めになつておる。しかし、何か具体的な問題に入ると、非常にむずかしいから制度改正の全般としてやるのだと言われるのは、私としてもどうも質問を

しましても張り合ひがないのです。成案がないなら、現状でいいのだという、そういう確信もない。一体どうしようというのですか。大臣はなかなかおいでにならぬのでありますが、あなた方がそこであらかじめ用意された模範答弁集をここでやっておいても発展がないように思うのです。委員長、どうしたものでしょうか。こんな無定見な話はないですよ。

午後三時二十二分休憩

午後三時二十七分開議

○丹羽(兵)委員長代理 再開いたします。

足鹿寛君。

○足鹿委員 農林大臣がおいでになつたようでありますので、この際、農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、制度全般の問題について御所信を承わりたいと思うのであります。

大臣もすでに御存じのように、昨年一月一日から相当幅のある制度改正が実施されましたが、その制度の趣旨の普及は必ずしも徹底しておりません。また一年を経過いたしましたので、大体米の結末はつきまの結末がつけば一応一か年間の実績は判明いたすのであります。ところが、そういう意味においては、十分な結果を得ずしてこの制度を云々することとどうかと思ひますが、制度の改正にもかかりませぬ、地方におきましては、制度の持つ欠陥、また運営上の欠陥、いろいろな点から考えましても、事業の休止あるいは組合の解散議

決というようなのは、すでに解散議決が三十二、事業休止状態を示しているものが七十二という状態にあり、これはほんの永山の一角とも言えると思ひます。また、一面、制度改正によつて市町村移譲の特例が認められた。これは、政務次官なり事務当局にお尋ねいたしますと、今まで八十二の市町村移譲がすでに完了している、こういう実情にあるのであります。また、この制度に対する農民のふんまんは随所に爆発しておりますし、二万の末端で働いておる常勤役職員は、身分の不安定と現在の待遇条件の悪い点から、だんだん人材が離れていく。おつても、この仕事に対する情熱をだんだん失っていく。いろいろな面から見まして、この制度に對しましては重大な危機とも言える段階が来ていると思ひます。崩壊があるいは再建かという一つの岐路に農業制度は立つておると私は思ひます。この際五年かかってようやく、ちよつと不徹底な改正ではありましたが、やがてきた。それも中途半端なために、成果を上げず、未来に希望を失つておる。一体どうするのかという点を、一々条項をあげて三時間近くお尋ねしたわけですが、やはり根本問題になりますと大臣の御所信を承わると以外にはない。事務当局なり次官ではどうしても答弁がいただけないというので、御出席を願つたわけでありま

す。そういう経過から見まして、この制度を今後どう進めていくか、国家補償の面に進めていくのか、あるいはその内容としては、現在の生産費の一部を補償するのではなくして、収穫保険、いわゆる農家の所得を補償していくと

いう保険を中心とした考え方に持つていくのか、また、事業運営の機関として、市町村移譲を積極的に進めるのか進めないのか、こういう大きな基本的な問題になっておるのであります。御存じのように、本年度予算においても百十数億を計上し、あつてはならぬこととありますが、災害の場合には自動的にまた予算が多くなつてくるというこの法律獨特の機構もございまして、日本農政上においては農村における一つの社会保障とも言うべき一面を果す重大な任務を持つておりながら、その成果が十分に上つておらぬ。これに對しては、かつて制度改正審議会を作つて、そしてほとんど結論に近い中間報告を出し、制度改正に踏み切るべきことを政府に進言したにもかかわらず、政変その他いろいろな関係で、この問題が今日までまだ未解決のままで、按本改正がそのまま放置されておる。私も、かかわるべき代案なくして直ちにこの制度をくずすということとは、農民のためにも農村のためにもならぬので、少くとも制度の前進のために今日までがまんをして建設的に協力してきましたが、もう限度一ぱいだと思ひます。これに對して政府が思ひ切つた態度をもって按本改正に臨まれたいとするならば、私も私どもの考えをもつて、一つの農民運動の立場からこの問題に對しては徹底的な批判を下し、そして、国会において戦うのみならず、日常の場面において私どもはぶつかる用意を持つておる。そういう私どもの強い意思もあながちおわかりにならぬことはなからうと思ひます。巨費を費しながら、こんな成果の上らない制度というものはございませぬ。

家畜共済の死傷の場合には、わずか五千万や六千万をめぐつて大蔵省とその金額を争わなければならぬというような事態も起きておるが、制度全体としては常に百億をこしておる。こういう制度はないと思ひますし、大臣も多年の経験からよく御存じのはずでございますが、これに對してどのような基本方針をもって臨まれるか、まずその一般についての大筋の御所信を承わりたいと思ひます。

○三浦國務大臣 農業共済制度の問題でございますが、私のなには、久しく実際に触れておりませんから若干私の認識に不足な点もあると思ひます。しかし、その点は御了承の上に、私見が若干まじるかもしれませんが、お許しを得たいと思ひます。しかし、将来の方向はぜひ生み出したいと思つております。

私は、この日本の共済制度のスタートは、やはり相互主義のもとに進んでいくということが建前であつたと思ひます。しかし、ただ単に関係者の農民の相互組織で経済効果を期待するということだけでは足りない。それで、政府がこれに對して同時に相当な財政的支出もし、その発達を援助する、こういうことでだんだん進んだと思ひます。同時に、この制度といふものは、諸外国等におきましても非常に長い間の年所を経て長い間の経験で積み重ねられてだんだん出てくることも御承知の通りであります。従いまして、私たちは、この制度自体が今日御指摘になっております通り非常に困難な事態がありますけれども、これら困難なこと、同時にまた苦い経験を積んでだんだん浄化され、これがよくなるものと期待しているわけでございます。まして、そういう意味で、私はこの制度をやほりどこまでも国並びに関係者の努力によつて改善し、それを発展させなければならぬと考えるわけでありま

す。つきましては、過般制度改正の審議会等によつて御答申も得たということとございまして、その御答申の線に沿つてまだ解決の方途を強く打ち出されておらぬだらうと思ひます。

そこで、今後の問題であります。私は、今までの創設した当時の考え方、同時に期待しておつた進め方というところについても考え直さなければならぬだらうと思ひます。しかし、やはり関係者の農民の努力と、同時にこれに對する政府の協力ということとで、相互に力を合せるということとでこの制度の発展改善を期待するのであります。これは別としまして、今後私の考え方としましては、今度の審議会等から答申のありました事項を実際的な問題としてこれを具体的に検討し、そして前進させるように努力いたしたいと思ひます。

さらにまた、御指摘になりました通り、この制度自体の運営は非常に困難な問題が随所に出てくるから、これに對して常時調査を続行し、それに対処してこれを改善するといふことがなければこの制度は生きていかぬだらうと思ひます。これは生きているといふことがなければならぬ。実は来年度等におきましてこの審議会等の経費は盛つてございませぬけれども、既定の機構、既定の予算等を運用しまして、そして、審議会によつて御答申のありました事項の検討と、この実現に前進させるという意味での検討を重ねると同時に、御指摘のありました諸問題につ

いての調査を一そう進めるといふことについては私の考えをはっきり申し上げて差しつかえなからうかと存じます。まずこの点をお答え申し上げておきます。

○足産委員 この制度を健全化し、前進させるといふお気持はわかつたわけでありまして、今の御答弁の中で、制度審議会が五年前に中間答申をしたその当時とはまた情勢が相当変つてきてゐるだらうと思ふのです。その間にいろいろな経過はあつたわけでありまして、去年の一月一日から実施をされた制度改正は、少くともこの窓口だけは一応あけておるのです。だが、それが不徹底だといふ点があるわけですから、今一番大臣の御答弁を願ひたいのは、現行制度を大幅に根本的に改正して前進させようといふお考えのようでありまして、その場合に、現在すでに一月末で八十二の市町村移譲の実績が出ておる。これがある一定年限を切つて市町村移譲を完了せしめるといふ何か一つの方向があるのかといへば、それはまだはっきりしないといふ御答弁です。それは反対なのかといふと、反対でもない、市町村なり組合の協議とつた場合はそれでよい、要するにぬるま湯につかつたような御答弁しかいたさないのです。今大臣のおっしゃるような五年前の答申といふものは、この間の改正の際に相当組み入れられておる。しかし、新しい情勢がここに生まれてきておる。今までの事務当局との質疑応答をお聞き願ひますとよく御理解願へると思ふのであります。少くともそのための予算はないが、何か研究調査をするために必要な措置を講ずるといふような意味にただ

いまの御答弁を聞いたわけでありまして、部内においてもそれぞれの立場でおやりになつてゐると思ふのであります。もう少し権威のある、三十三年一月一日の法改正の結果はもう大部分、九割までは出ておるのです。麦の結果がわからぬといふのが逃げ口上でありまして、麦の結果はもう重要な部門ではないと思ひます。水稲の結果が出るまでは、私どももこの審議は水稲の結果が出るのを待つて審議に入るべきだといふので今日まで待つておつたわけでありまして、大体水稲の結果は出た。従つて、大臣の今言われる常時調査をする云々といふことは、何か権威のある官制によらなくとも、この前の調査会も官制によつておりません。それでけつこう熱心な審議を半年続けて結論らしいものに到達する。政変その他いろいろの関係で最終答申といふものにならぬままに今日に至つたわけですから、新しい段階に即応して、この制度を維持しながらしかも抜本改正をやるのだといふなら、それに対応する必要な措置をおとりにならなければ、この問題は処理できないと思ふわけでありまして、その点についても少し具体的に明確な御答弁をいただきたいと思ひます。

○三浦国務大臣 私はどうも過去の審議会等の事情等を詳しく実はまだ承知いたしておりません。が、私は、これが創設以来十数年、ものによつては二十年、三十年近くなるものもありまして、ここで相當に学識経験を持ちました実際の面に當る人たちの意見を聞き、抜本的にちやうど見直す時点にも來てゐる、こう思ひます。でございまして、今年には直ちに法定の審議会等を設

置するわけには参りませんけれど、これはとくと考究して、そのような措置をとりたいと思ひます。これが第一。それから、第二には、法定の審議会その他は別といたしまして、すでに皆さんからもいろいろ御意見の御開陳もあつたのでしようし、同時にまた、審議会その他からも中間的な案だとは言ひながら御答申があるならば、これは省内に特に農業保険を中心としての何らかの機構を設けまして、そうして具体的にこれが進みますように配慮していきたい、こう考えます。二つでございまして、一つは、根本的な改正はもう憲法に即していきたい。第二、当面の答申あるいは具体的な問題についてのものを権威づける組織を持つて改善の道を講じて参りたい、こういうこととございまして。

○足産委員 大体、御答弁の趣旨が、何らかの機関を作つて権威のある検討を加へ、でき得る限りすみやかにこの制度の根本改正に即応したい、こういう御趣旨のようでありまして、その点は了として、なるべくすみやかに踏み切つていただきたいと思ひます。いつまでもこの問題を優柔不斷に、今まで事務局が考へておられるような態度では、私は済まされぬ段階が來ておると思ふのです。第一、來年度の水稻の契約期はもうや近に迫つてきておられますし、その場合に今のような状態では、これはもう問題になりません。非常な困難に遭遇される。少くとも、今はさうであるが近き将来においてどうだといふ一つの方向が明示されない限り、なかなか農民の協力と納得は得られないやうなむずかしい段階に來ておると私どもは思ふわけですから、そ

れが、先ほども述べましたやうな、政府からいただいた資料によつても裏づけられておる、さういふふうに思ひます。さういふ点では、従来の制度改正審議会は官制によらないものでありましたが、今度だつて必ずしも官制による必要もない。必要な答申が得られればそれでいいのでありまして、ただ、その構成なりには十分配慮されて、従来のやうなイメージな態度を続けるのではなく、現状を守るというやうな考へ方が中央なり都道府県連合会の中にもあるやうに思ふのですが、さういふ点については十分批判されてしかるべきものだと思ひます。さういふ措置が一方に講ぜられて、初めて、この困難な來年度の保険の契約にしましても一応推進ができると思ふのです。でない限り、私どもも、この問題についてはもう最終段階だと思ふので、もうこれ以上この制度がどうしてもうまいかぬ、当局も熱意がないといふならば別途な方法をもつて対処せざるを得ないといふふうに思ひますので、くどいようでありまして、この点を特に申し上げておきたいと思ひます。

家畜共済の問題は、大臣の現在の立場において御決裁になつたものであり、当局をして立案せしめられたものでありますから、一つ伺つておきたいと思ひます。最近の農作物共済が不評判だ、從來辛うじてこの制度は家畜共済によつて農民の人氣をつないでおつたと言つてもよろしからうと思ふのです。ところが、今度国会に提案をされました、現在私どもが審議をしておりますこの農業災害補償法の一部改正についてであります、病傷の国の二分の一負担が実現しております。死

磨の面におきましては二分の一、全部ではなくしてそのうちの一部を残して國がこれを見るという形になつておる。乳牛の加入問題につきましては奨励金という形で別途な取扱ひをしておるといふやうに、非常に割り切れない中途半端なやり方がやられております。これをもしこのままでおやりになるならば、せつかく今日まで農作物の共済に比して比較的まあまあという運営を続けてきたこの家畜共済も、またもや大きな難関にぶつかりますことは火を見るよりも明らかなことだらうと思ふのです。何ゆゑに病傷、死産の縦割りの二分の一國家負担がでなかつたのか、その点について、大臣のとられた措置、また今後お考えにならうと思つておる点の一つ伺ひたいと思ひます。同様の轍を踏んではならぬと思ふからで

○須賀政府委員 私からまず、事務段階におきまして今回の経緯をたどりました経過を御説明申し上げます。今回の家畜共済の國庫負担方式の改善につきましては、ただいま御指摘でありましたやうに、死産部分につきまして、從來最低共済金額の二分の一に相當いたします掛金を國の負担としておつたのであります。が、今回はそれを實際の共済金額に對應いたしたる掛金の二分の一を負担することになつたのであります。なお、それだけでは乳牛につきまして十分手当ができませんので、乳牛につきましては、さらに加入奨励金を加へまして、今回予想されます料率改訂によりまして農家の負担がふえまする分を半分だけ救済をするといふことになつたわけでございます。特に乳牛につきましてさうな

措置をとりましたのは、乳牛の共済事故の模様はここ数年かなり変化をいたしてある。今後におきましてもなお農家の飼養管理あるいは酪農事情等によりましてある程度動いて参ることが予想されるわけであります。従いまし、乳牛につきましては現段階におきまして制度的に一つの固まったものに固めますことがやや困難な状態にございますので、今回の、今年の四月以降の料率期間、いわゆる四年間につきましては、申し上げましたような措置によりまして、保険料の国庫負担と加入奨励金の支出と両方の措置によりまして、農家の負担を軽減することにしたわけであります。

病傷部分につきまして国庫負担がついておりません点につきまして御指摘がございましたが、この点は、われわれも、今回家畜共済の国庫負担方式を改善いたします案の立案の過程におきまして、重点を置いて検討いたし、また交渉いたしました問題でございます。しかしながら、病傷部分につきましては、死傷の部分と違ひまして、事故の性質等もある程度異なっております。言葉を変えて申し上げますれば、病傷部分につきましては農家の側におきまして相当善良なる管理者の義務を果してもらわなければならないというような面もあるものでございます。さような事故の質に関する議論も種々ございまして、いろいろ折衝検討いたしました結果、今回の場合は病傷部分につきましては国庫負担をするという点にはならなかったものでございまして、死傷部分につきましては、ただいま申し上げましたような方法によりまして、保険料の国庫負担及び加入奨励金の支

出、この両方の処置によりまして、料率改訂によつて農家の負担が増高すると予定されますものの約半分を救済することにしたわけでございます。

○足座委員 私が開いておるのは、経過はもう済みであります。あなた方も御存じのように、現在の家畜共済の赤字というものは、その大部分が病傷部分の赤字なのです。死傷は、病気の早期発見あるいは一般の疾病予防という点が非常に進んでございまして、医薬の発達ももちろんであります。むしろ、農民さん少なくなつてきておる。むしろ、農民負担の軽減をはかつてやらなければならぬ。また現状が赤字であるから手を加えなければならぬのは、死傷よりも病傷の方にむしろその必要があるのです。それを抜いて、なぜ病傷をやめて死傷の方に転じられたのか。それが何十億の予算を要するならともかくも、仄聞すると三億から三億余あれば実情は割り二分の一でいける。それから、死傷の点を上限である程度抑えておる。これは六千万円前後といわれておる。従つて、このものを通じまして四億円内外の程度でこの制度がすつきり縦割り二分の一という点で割り切れるにもかかわらず、むしろだんだん死傷事故の少なくなつていくものをカバーして、一番当面必要と思われるものを抜かしておるというところに今度の法律改正の問題があるという点を指摘しておるのです。それをお認めになれば、当然そこら手をつけないければならぬはずじゃないかと思うのです。たとえば、私は鳥取ですが、鳥取県の場合は全部共済組合の一本診療です。鳥根もそういう実情にあるわけでは、非常にまじめにやつておる。資料によ

れば、黒字の連合会というものは北海道は二十三連合会、赤字のものは長野は二十一連合会、ほぼ半々、全体で約一千万円程度の支出超過になつておるようでありまして。ところが、黒字の連合会の診療は、ほとんど共済組合の診療所扱いのところは黒字になつておる。そして赤字連合会の場合は開業医扱いが圧倒的に多いということ。資料は示しておるのです。先ほど道徳的の道義上の問題を局長は指摘なさいました。乱診乱療ということについては、共済の直接経営しておる場合においてはあり得ないのです。何もかも一緒にしてもらつて困るのです。むしろ、そういう実態に基いてやられるならば、そういう面に乱診乱療になるような現在の実態を改善すべきことにまず手をつけるべきじゃないですか。にもかかわらず、今度家畜診療所は模範診療所を作る、従来普及を欠いたところを作ると言われますが、一県二つづつ、そして十県分です。二、三十カ所、そういうところでお茶を濁す、一カ所三十万円、六百万円のお茶を濁す、乱診乱療になるような点は手をつかなくて見ると同様な措置をしておきながら、全体としては病傷の面において乱診乱療になる面もなきにしろないといううなことで、まず死傷に手をつけるといううなことは、むしろ施策が逆ではないですか。農作物の場合と同じようなあやまちをまたここで繰返そうとしておる。こういう状態になつたことから、一体どういう結果になつておるかということ。私は私どもは大体想像にかたくな。こういうことはあつてはならぬと私は思うのです。少くとも現在必要としてお

るものにもつと重点を置いた施策を講ずるならばいいが、それをほつたらかしておいて、なるべく軽費負担で済むような面からやつておる。しかも、死傷の問題につきましては病傷の掛金で支出をまかなつておるような実情になつておるのです。これは御存じのこととであります。そういう実情をお知りになりながら、特に縦割り二分の一ならいいですが、乳牛の場合にしましては、五%未満、一〇%未満、一〇%以上というところで一つのラングを設けて、そうしてこの掛金率をきめる。そして、農家の自由選択の意思を、上限を切つて、一つの保険金額に制約をつけていく。何でもそういうやり方です。水稲の場合も同様でありまして、少くとも全収穫量に近い八、七、五、四、三、二といふべきだといふのを、七、五、四、三といふラングに切つていかれたと同じように、一つのものに制約を加えていく。必要ならば必要のようにそれに向つて財政的な集中措置を講ずるならば、大蔵当局といえどもそういうことがわからないはずはない。経済効果、経済効果というところが最近よく言われますが、事実死に金を使うようなことの方が多いのではないですか。財政負担を伴わない面をまずやつていく、そして必要な面はわかつておつてもそれには手をつけることはできぬ、そういう確信のないのは当然だと思ふのです。そこにもつと勇気のある何か方針を貫くだけの確信がある政策を展開せしめようか。どうして財政当局は肯定しませうか。そういう点で、一歩後退または後退して、すべての点が中途半端になつておる。最近の農

林行政を見てもそうであります。そういう点を私は指摘しておるのであります。ただいま言われたような道義的な面を心配されておられますが、これははつきり資料が示しておるようによ、診療所をやつておるところにはそういう赤字はないのです。ちゃんと歴然と出しておるのです。まず、そういう面に対して重点施策を講ずるならば、当然診療所の整備という面に向つても一面施策の手が差し伸べられなければならぬ。それも形ばかりです。そういうことでは問題の処理はできぬと私は言うのであります。それに対する御所信はどうでしょうか。

○須賀政府委員 病傷につきまして国庫負担方式をとらなかつた理由につきましては先ほど申し上げた通りでございまして、今回の家畜共済の国庫負担方式を検討いたします場合に、この点はわれわれとしても最も重点的に検討いたしました問題でございまして、結果は先ほど説明しておりますような考へ方の一応今回の段階では固まつておるわけでございます。ただ、病傷に対する国庫負担の今後の問題といたしましては、今回の乳牛につきましても、加入奨励金につきましては、現在提案いたしておりますものでございまして、だきまますように、病傷について実質的に国で一部の金を出しておるわけでありまして、従いまして、今後の問題として、病傷事故に対する国の負担の方法というものは、今後事故率の推移等をしさいに検討いたしまして方針をきめて参らなければならぬ問題でございまして、今回は、先ほど申し上げておりますような方法によりまして、乳牛の病傷部分だけにつきまして処理をいた

林行政を見てもそうであります。そういう点を私は指摘しておるのであります。ただいま言われたような道義的な面を心配されておられますが、これははつきり資料が示しておるようによ、診療所をやつておるところにはそういう赤字はないのです。ちゃんと歴然と出しておるのです。まず、そういう面に対して重点施策を講ずるならば、当然診療所の整備という面に向つても一面施策の手が差し伸べられなければならぬ。それも形ばかりです。そういうことでは問題の処理はできぬと私は言うのであります。それに対する御所信はどうでしょうか。

したいわけでございます。

なお、病傷につきまして何がしかの形におきまして国が負担をいたしますれば、当然、いわゆるモラル・リスクと申しますか、事故率をできるだけ軽減をして参らなければならぬ措置が伴いませんと、制度の健全なる運営がでないことは当然でございます。この点につきましては、すでに昨年来家畜の病傷事故対策はいろいろな角度からわれわれとしても進めておるわけでございます。具体的には、診療の伝票等も十分チェックをいたしまして、過度の診療になつておりましたようなものにつきましては事後的に制裁をいたしまして是正の措置もつておりますし、また、診療所の整備等も、ただいまの御指摘のように必ずしも十分ではございませんが、予算的措置も講じまして順次整備して参り、さような面から病傷事故の発生防止についてなお今後施策を進めて参りたい、かように考へておるわけでございます。

○足鹿委員 大臣にお尋ねしたいのですが、今お聞きのような答弁なんです。私が今申ししたのは、大体病傷部分が三億円余り、死傷は頭を切ったというのでこれが約六千万円程度、乳牛につきましては、二百円でありまして、三十六万頭で七千二百万円くらいです。合せますと五億円弱の問題です。その乳牛の加入奨励金二百円ももちろん病傷の一部をなすところ、どうしてよくわかります。だからこそ、どうして一つの体系的な縦割りにならなかつたのか。これだけの財政負担の問題、しかも道は開けておるものがどうしてやり得なかつたのか。これを今後どう処置するかということは、事務当局と

しては答弁ができませんかと思うのです。たとえば実施を少し延べて、予算を伴うことであるから、その間に何らかの措置を講ずるとか、予備費支出ということも事業の性質上できないとすれば、これに対しては手を打つべき所管大臣として政治的な大きな問題だろうと私は思うのです。そういう点については何かお考えはないでしょうか。

○三浦国務大臣 乳牛に対する加入奨励金は、実質的には病傷の費用の多い乳牛に着眼して整理されて今度実施されたものと思うのです。これは一番逆選択が多く、そうしてモラル・リスクの多いことは御承知の通りであります。従いまして、まず乳牛そのものに加入奨励金の名目でもって加入者に援助の力を与える、これが病傷対策として一つの働きをなすということとはやはり一つの考え方であらうと思うのであります。第二段に、しからば病傷全体に拡大した国家の援助そのものは、これは国家が負担すれば好ましいのでございすが、私はどうも病傷の発展のいろいろなプロセスにつきましてまだ詳細な検討を自分からいたしておりませんからなんです、大体、出発以来、料率の算定等もどうも危険を測定せずに、便宜主義で危険をカバーする事項等に拡大してきているような発展的な過程もあるのではないかと、思う。もしもこの病傷等について周到な手当をするということであれば、現在の保険料そのものが一体妥当かどうか。死傷と同時に病傷の手当をするということをカバーするというなら、果たして従来の保険料自体の測定かどうかという点については私は若干の疑い

を持つわけでございますが、これはしばらくおくとしても、傷病等につきましては、最もその危険が多いものに着眼して具体的な手を打つことが妥当であらうと思ひます。将来、傷病等につきましては、一面保険のワク内に置いて解決すべき問題もありましようが、一般的に家畜の保健衛生の問題等も関連して施策するのが当然の帰結じゃないかと思ひます。両面にわたつて考慮すべきことじゃないかと考へております。ただし、共済のワク内で考える場合におきましては、傷病を加味した場合の料率の算定なりあるいはこれに対する国家の助成というものは、必要の程度を勘案しつつ実施すべきものと考へております。

○足鹿委員 どうも大臣の御答弁は局長の答弁を一步も出ておらぬと思うのです。ちゃんと、そういう保険設計の面とかいろいろな点は、大臣も今申されたように、そう私が指摘した点と違つてないのです。総額で何ほどにもならないのです。当初農林省はその計画を立てて、中途において挫折しているのです。そこまで申し上げまいと私は思つておつたのですが、財政当局との折衝に失敗したのだ。そこからこいういう妙ちきりんな格好になつてきておるのです。だからわれわれが政府でもないのにこんな心配をしておるわけですから、当然それに対しては大臣としての今後のこの事態に対応される何らかのお考えがあつてしかるべきではないかというのを私は聞いておるのです。局長の御答弁と同じような、ちよつと表現の変わったようなことではなくて、何かそこには方法はないものかというのを、大臣の所信として

何っている。直ちに具体的なことがないならば、この矛盾は総額のワクの上においては五億円前後のものだ、何とかこれについては方途を講じなければならぬ、それについてあなた方はむしろ委員会に協力を求められ、これを打破していかねばならぬ当面の責任者でないかという意味のお尋ねをしておるわけですか。その点をもう少しはっきりお願いしたい。

○三浦国務大臣 よく御趣旨はわかりました。往々財政的な関係をもちましてわれわれが期待することが実現できないことはなほ遺憾であります。が、当委員会等の御意見も尊重しまして、今後予算の策定等につきましても十二分に留意をして前進させて参りたい、こう考へております。

うなこういう制度に出発いたしますと、そういう傾向を助長し、これに拍車をかけるような結果なしとはいへない。私は心配するわけです。この制度に対する農民の不満が現にそういう方向に走りつづめる。そういうことも十分考えられて、早急にこれに対する何らかの措置を講ずべきだと私は思ふ。特にその点を指摘して、速急に今後に対応されるように希望したいと思ひます。

○三浦国務大臣 答弁を要求されておきませんけれども、一言申し上げておきます。今のいわゆる講による共済でございますが、これはわれわれもよ

く存しております。過去におきまして、あるいは万人講とかえびす講であるとか、牛講、馬講という講による組織があるわけでありまして、特に中国方面では講のありまして、これは承知いたしております。しかし、これは経済的な機構として完備しておるものじやないということ、共済制度までだんだん発展してきたのでございます。要するに、経済的な面におきまして家畜の所有者なり耕作者にその安定を与えるという組織的なもの、これを整備し発展させたいというのから出発したのでございますから、その精神を貫くために、困難があつてもどこまでもこれの改善を維持していきたい所存であります。同時にまた、これらの共済制度あるいは各種の災害に対する国家のいろいろな保護政策につきましては、ただ単にこれを選挙対策というにといたすような考えはございせん。われわれとしては、まじめに制度の改善をはかりたい、こういう所存でございますから、農林省の見解をこの際披瀝しておきます。

○丹羽兵衛委員長代理 芳賀貴君。○芳賀委員 足鹿委員から詳細な質疑がありましたので、私は家畜共済の部門に限定して農林大臣にお尋ねします。

第一の点は、今回の改正は、死傷病傷一元化の基本的な理念から見ると、これは間違つた改正であるというふうな理由でゆがんだような法改正を試みられたのか、その点をお答え願いたいと思ひます。

○三浦國務大臣 芳賀さんの御指摘の点だと間違つたということでございますが、

すが、私たちは、段階的にこの措置は必要であつた、かつまた現在の措置としてはやむを得ざる一つの施設であつたと考えております。

○芳賀委員 それは、三十四年度の家畜共済関係の予算の決定に基いてこのような法律改正をやられたから内容がどうなつたのじやないですか。当初に家畜共済の一元化を基本にした法律の充実を考えた場合においては、こういうことにはならなかつたと思ひます。予算の関係でこういうものになつたのか、最初からこういうものを意図して改正されたのか、その点をさらにお尋ねいたします。

○須賀政府委員 私から事務的な角度から若干お答えいたします。

御指摘のように、死傷病傷一元化の趣旨から考えて、今回の国庫負担方式の改善は必ずしも合理的ではないではないかという御趣旨であります。この点は、先ほど来申し上げておりますように、病傷につきまして国庫負担を考へますにつきましては、いろいろ検討を要する問題がございまして、今回の場合は、死傷部分について国庫負担をふやし、乳牛について一部病傷部分を見るという形におさまつたわけでございます。従ひまして、病傷に對しては、今回の場合はこういう形をとつたわけでございます。なお今後の問題といたしまして十分検討いたしまして十分検討いたしたい、かように考えております。

○三浦國務大臣 理想的な形態からいいますと十分ではないと思いますが、改正の一つの段階としてはこの程度に今回はとどめたのでございます。将来は

もつと改善して参りたいと思ひます。

○芳賀委員 法律を一回きめると、それをまた取り下げて改善するのはなかなか至難であるというところは、農林大臣も多年の経験でおわかりと思ひます。ですから、むしろ、こういう間違った改正をやるのであれば、たとえば時間的にも少しこれが将来に延びても、死傷病傷の一元化の体制の上に立つた改正を試みる必要があると思ひます。たとえば第十三条二項のこの条文は、共済掛金の一部国庫負担の点をこゝで明記しておるわけですね。ですから、それはあくまでも第百十四条の家畜共済金額に対する国の掛金負担をどうするかというところになつておるわけですね。百十四条の規定は、死傷病傷共済についての共済金額、これから算出されたところの掛金の問題がここに規定されておるわけであつて、結局、十三條の二の規定というものは、死傷病傷全体の共済金に對する掛金の負担部分というものを明記するたためにできた条文のわけですね。それを今までも特に死傷のみに限つてやつてきたのですから、この点を改正するとすれば、やはり死傷病傷を含めた国の掛金負担を明らかにするといふ改正をやるのが當然だと思ひます。ですから、それをなぜおやりにならなかつたのかというところをお聞きしておるわけ

です。

○三浦國務大臣 百歩を進めなければ十歩進むことをはばむというわけには参りません。やはり、現在の段階では、乳牛についての助成の措置をとりましても一つの前進でございますから、われわれはこれをいたしたのであ

○芳賀委員 第百五十條の二項が新設されたわけですが、これは、表面だけ見ると、共済に加入した乳牛に對して加入補助金を交付するというところになつておるのですが、詳細にこれを検討すると、組合員に對して補助金を交付するといふことではなくして、組合員が加入しておる共済組合に對して掛金の一部としてこれを交付するということになつておる。そうすると、これは実質的には傷病分に対する掛金の一部を補助金という形で国が負担する内容のものであるのか、その点はいかがですか。

○三浦國務大臣 重点は、先ほど来經濟局長が説明申し上げたことに着眼してそれをやるということであらうと思ひます。

○芳賀委員 いや、思うでなくて、大臣が命令して改正をやらしたので、大に、法律の書き方はどうあつても、実質的にはこれは傷病分に對して加入補助金に名をかりて掛金の一部を国が負担するといふ性質のものであるかどうかというところをお聞きしておるわけ

です。

○須賀政府委員 本条項を立案いたしました考へ方として御説明申し上げますが、これは、先ほど来申し上げておりますように、乳牛につきまして病傷部分に對する保険料の国庫負担を現段階において制度化したとしましてつきましてはなお問題があるわけでございます。従ひまして、今回改訂をされま

す。第百五十條の二に書きましたような補助金の制度によつてまかなつていくことにいたしましたわけでありまして、その趣旨におきましては本料率期間中の措置であるといふことが一応前提になつ

ておりますが、病傷部分につきまして国で実質的に負担をするという趣旨はその意図に出ておりますことは、もちろん御指摘の通りであります。

○芳賀委員 そうすると、この補助金なるものは、病傷分に対する掛金というふうな意味で国が負担しておる、ですから実質的には補助金でなくて病傷部分の国の掛金負担分に対する一部負担、そういうことなんでしょうね。

○須賀政府委員 これが恒久的な制度になります場合は、死傷部分の負担方式と同様に国で保険料を負担するといふ形に相なる性質のものであります。が、先ほど来申し上げておりますように、本料率期間中だけの措置でありま

す。そのので、補助金という形に相なつておるわけでありま

す。

○芳賀委員 それでは、四年間に限つてこれで行く、この料率期間の四か年間に對しては病傷分の掛金一頭二百円ずつを国が負担していく、こういうことなんでしょうね。

○須賀政府委員 この百五十條の二で「国庫は、当分の間」と表現いたしております趣旨は、この当分の間という期間は、本料率期間中、いわゆることしの四月以降の料率期間中という趣旨を表明しておるものと関係者の間では了解をいたしておるわけであり

ます。

○芳賀委員 ですから、これは病傷分の掛金の負担がさうでないかといふことを聞いています。

○須賀政府委員 病傷部分の掛金の一部を補助金の形において支出をするわけでございます。

○芳賀委員 では負担じゃないですか。この点は非常に大事な点ですか

ら、もしこれが大蔵省の圧力に屈して、十三条の二項で一元化の解決がでないから百五十条の二でこういうふうをやったということならば、その気持は大体わかるわけですが、ですから、これは病傷分の掛金について国が些少ではあるけれどもこの新条文で一料率期間中負担することにするのだ、そういうふうには明確にしておいてもらいたいのです。

○須賀政府委員 これは国庫負担ではございません。あくまでも制度といたしましては補助金の交付でございます。ただ、本料率期間中は必ずこれを交付すること、それから、補助金の交付ではございますが、実際の加入頭数によりまして必要額だけは予算的に支出をするという了解は十分ついております。補助金の形でありまして、加入者の側に御迷惑をかけるということはないと考えております。

○芳賀委員 これは、役人の仲間同士の話し合いじゃなくて、いやしくも国の法律として規定するんですから、だから、一般の共済に加入する農民に端的に明瞭に理解されるような答弁をしてもらわねと困るのですよ。この答弁いかんによつては、こういう新条文はむしろ必要はなく、農林省ができないとするならば、われわれ議会の力で、十三条の二にはつきりこれは病傷分を入れて改正をしてあげてもいいわけです。だから、現段階では力が足りないからしてこの掛金の一部負担というところの新しい条文を作ったんだというところをここで正直に言われればわれわれとしても了解する点もないわけではないのですが、その点は農林大臣の責任で明らかにしてもらいたいと思

います。

○三浦国務大臣 御好意はよくわかりますが、負担とすると書かれても、政府としては御同意できません。ですから、やはり補助金として処理していくのはかまいません。

○芳賀委員 それは、表面は補助としてあるからわかりませんが、実質的にはこれは組合員にかわつて国が掛金を負担して、そうして当該共済組合に交付するということになっていくから、これは当然負担とみなすべきだと思うのですが、どうですか。

○三浦国務大臣 制度上から言いますと、負担とする場合と助成金とする場合と格段の相違がございますことは申すまでもございませぬ。現在の段階では、補助金として処理して参りたい、こういうことです。

○芳賀委員 次に御尋ねしたい点は、たとえば病傷分の掛金の二分の一を国が負担した場合においては、どの程度の負担になるか、お答え願います。

○須賀政府委員 病傷に對しまして国が二分の一を負担いたします場合、一応考えられます負担の方法としては、いわゆる直接費の部分だけの負担という考え方が一つ出てくると思ひますので、これはいわゆる薬代という材料費でございませぬ。それを二分の一負担いたしました場合は約三億程度国庫負担になると思ひます。

○芳賀委員 直接診療部分を負担した場合が三億、それから補助金のような形で出すのは大体七千二百万ですか。

○須賀政府委員 大体七千万程度でございませぬ。

○芳賀委員 そうなると、わずか二億足らずの差しか出ないと思うのです。

せつかく法律の改正をやられても、三億さえ出せばそれでもうすっきりして万事これは解決するわけですが、農民もこれによつて安心して、全頭加入ということ、全戸の農家が家畜共済に入れるというふうなところまでいけると思ふのですがね。こういうふうな情ないやり方だけでは、だんだん共済制度といふものが死んでしまふと思ふのです。ですから、この点は、一料率期間だけはこれで行くということでありまして、では、その次の段階には果して完全なる死傷病傷の一元化の上に立つた掛金の二分の一国庫負担ということまでいかなければならぬというところがあると思います。いかがですか。

○三浦国務大臣 病傷を対象にして考へる場合でも、一番危険の多いものについてこの際暫くして、乳牛に着目しているというところをございまして、理想的に言へば、全部それは持てばそれに越したことはありませぬ。けれども、この制度の運用に當りましては、やはり緩急に於いて善処するということが妥当であらうと考えております。

○芳賀委員 それは理想ではないです。政府が死傷病傷一元化の構想を持って実験をやつて、もう実験期間が過ぎて、やはりこれはやつた方がいいというふうな考え方の上に立つてこの一元化をやつて、そうしてこの一元化の上に立つた共済の規定が設けられておるわけですが、そういう場合において、当然、掛金の国家負担の面においても、これは縦割りの二分の一でいくのが当然じゃないですか。何も現実とかけ離れて、理想はそうだという問題ではないと思うのです。現実とやらなければならぬことができないというところを、政府の努力の足らぬ点があるわけですが、理想じゃないですよ。今の現実の段階において、この点はこれを機会に根本的に改正するのが当然だと思ふわけですが、しかし、この一料率期間はこのような形でいかなるを得ないというところであれば、その次のいわゆる時限においては、これはほんとうのものに改正するという、そういう目標を持つてかかる改正を行つたのかどうか、その点はどうなんですか。

○三浦国務大臣 芳賀さんは当然とおっしゃいますが、それは好ましいこととございませぬ。しかし、こつちは段階的に取り進めていくということにいたしましたのでありますから、その点はどうも遺憾ながら意見は一致しないと思ひます。

○芳賀委員 ですから、今の段階はこのような間違った改正をされるのですが、これは、局長も言われた通り、この料率期間中これで行くというわけですから、暫定的なものなんです。ですから、その次の時期にはほんとうのものに改正するという考えが今からあるのかどうかということをお尋ねしておるわけですが。

○三浦国務大臣 どうも、本質的なものは、この問題だと思ふ。ポリウームの問題ですよ。だから、全体の百パーセントはしないけれども、今日の百パーセントはしないけれども、今日では一部前進させたということとございませぬ。将来は事態によつて改善の道を講じて参りたい、こういう所存であります。

○芳賀委員 百歩譲つて今の段階はこの案でいくとしても、この次の段階にはちゃんとした死傷病傷一元化の上

立つた掛金の国家負担というものをやるという目標でこれを改正をされたかどうか、そこを聞いています。おそれる次の料率期間に入れば、三浦さんが幸いにしても、それまで大臣をやつておられれば非常にいいわけですが、かわる場合もあるけれども、現在あなたが責任者だからして、この次の段階にはこの家畜共済の精神に立脚した改正をやるという熱意があるのかどうか、それは明らかにされたらどうですか。

○三浦国務大臣 将来のことまでいろいろ御研究でございますが、それはまあしばらくおいて、当局としましては、常に改善を重ねていきたいということは、これは一致した考え方であると思ふのですけれども、今日の段階ではこの程度の改善にとどめたい。不十分ではございませぬけれども、一歩進めたい、こう考えておりますから、将来はまた、先ほど申し上げました通り、逐次成案を得て善処していきたい、こう考えておるわけでありませぬ。

○芳賀委員 それでは経済局長の答弁と違ふのです。経済局長は、足鹿委員に對しても私に對しても、ほんとうはこの機会に根本的な改正をやりたかつたけれども、予算的ないろいろな都合等もあつてこのような変形したものになつてしまつたにさなきにたえないという意味の答弁をしておるのです。あなたももうこれでけつこうだといふようなことを言つておるのです。この点は、経済局長、どうなんですか。

○三浦国務大臣 ちょっと……。

これでもって満足してゐるとかといふことは申ししたことはありません。経

済局長が苦心でここまでやってくれたんですから、私はこれを多としております。しかし、同時に、財政等の関係が、率直に申し上げてこれに制約等を受けております。従いまして、今申し上げた通り、逐次改善するということは一貫した態度でございまして、将来これをいよいよ負担にせよと言われましても、これは現在のところそのことは申しかねますから、われわれとしましては、この家畜共済制度を改善することだけは申し上げておきたい、こう思います。

○**労資委員** 経済局長のお考えはどうなんですか。私たちはあなた方をいじめているのではないのですからね。気の弱いところを顧慮して質問しているのですから、率直に答弁してもらわぬと困る。

○**須賀政府委員** 私の申し上げように多少食い違いがあるような御質疑であります。こういうものは、やはり、交渉の過程におきましては、いろいろ徹底をした考え方から、順次財政の都合なりその他の事情によりましてある線にきまつて参るわけでありまして、従いまして、われわれといたしましては、今日の段階におきましては、たゞいま提案をいたしております国庫負担ないし奨励金支出の方法による以外にないと思ひます。いろいろ御指摘のありますように、今後の問題といたしましては、できる限り制度として十分整いましたものに持っていくべきです。努力していきまことは、これは申し上げるまでもないこととあります。

○**労資委員** 次に御尋ねしたいのは、それに関連するわけですが、共済団体に對する一般事務費の国庫公付

金の状態は、三十四年度はどういうことになっておりますか。

○**須賀政府委員** 三十四年度におきまして事務費関係で予算的措置をとりまして、人件費部門において若干の給与引き上げをお願いする、これは、従来共済関係団体の職員の給与が他の農業関係団体の給与に比較いたしまして比較的低位に据え置かれておりましたので、それを漸進的に改善をいたしたために若干の給与引き上げをいたしたわけでありまして、このための予算増額が約八千万円程度であると考えます。その他細かいものが若干ございしますが、一つの項目をいたしまして、麦の損害評価の実測をやります経費といたしまして約五千万円程度増額をいたしております。それから、先ほどの家畜診療所の整備も新しく項目として加えるわけでありまして、この予算が約六百万円。おもなものはそのようなものでございまして、なお詳細には調べましてお答え申し上げます。

○**労資委員** 国庫の交付金の関係都道府県に對する配分方針なんです、これは、昭和三十三年の三月十五日付の農林経済局長通達によつて、農業共済団体の事務費は農業共済団体の行う事業及び業務に伴う各種事務の質及び量を測定し、その基礎の上に立つて適正額が定められるべきであり、且その適正事務費を基礎として国庫負担金の適正な額及び農家負担の公正妥当なる額が求められるべきである、こういうふうな意味の局長通達が出されておるわけでありまして、現在の配分方針は、このような基本的な示された方針に基いて関係都道府県段階に配分されておるかどうか、その実態はどうなつておる

ますか。

○**須賀政府委員** ただいま御指摘になりました点でございまして、実際の配分方法といたしましては、昭和三十三年年度におきましては、交付実績額として前年度交付額の八五%相当額を交付する、そのほか均等割を若干つける、さらに事業規模割を前年度に比べて若干増加するといふような方法によつておるわけにございまして。なお、今後は、この配分方法等につきましてもいろいろ検討を要するものがございますので、種々工夫をしてみたいと考えております。

○**労資委員** 今の御答弁では、この局長通達に基いて実際は行われておらない点もあるように受け取られるわけですが、たとえば連合会の事務費の国庫負担金の交付等の問題についても、これは事業区域並びに事業量、事業経費率等一つの根拠にして交付額がきめられておるようにならねますが、こういう点はこの通達と比べて適合しておるかどうか、いかがですか。

○**須賀政府委員** さきに出示しました通達では、一応配分の考え方、基準を示しておるわけにございまして、その実際の計算、割付方法につきましては、年々若干の工夫改善をいたしておりますが、特に最近年度の配分方法といたしましては、事業規模割を増加いたしますように配慮いたしておるわけにございまして。

○**労資委員** 次に、組合の事務費の国庫負担金の交付が行われるわけですが、都道府県別の交付額というものは、われわれが一見しても非常に不均衡になつておるような点があると思ふのです。この点は、今局長が言われ

た、たとえば事業分量等に対しても今は正していくといふようなお話でありましたが、たとえば一組合当りの交付額というものはどういふような均衡の上に置かれておりますか。

○**須賀政府委員** 一組合当りの計算の基礎といたしましては、交付実績額が前年度の八五%、それから均等割が二万円、あと一五%を事業規模割で計算をいたしておるわけにございまして。

○**労資委員** それで、今やっておられるようなこととて、結局国の負担の交付額がたとえば都道府県あるいは組合別に非常に実情に沿わないような配分が行われておる場合、過大であるといふようなことは、いさゝかとも比較的無理のないような配分が行われておる組合はいないのですが、非常に実情に沿わない過小な交付が行われておるという場合は、これは当然当該組合の運営上組合員の負担増加という形でやらなければならぬということになるわけですね。そういう点は十分都道府県あるいは末端の組合等の実情を調査してもらえばわかると思ふのです。国の交付額と、それから組合員の負担額というものはどういふような率によつて組合の運営が行われておるかという点の報告を徴したり実状調査をやらねばわかると思ふのです。詳細な実例は私はここで指摘しませんが、そういう点がだいたい見受けられるわけですね。ですから、この点はやはり、先ほど私が申しました三十二年の局長通達の線がまだ時間的に徹底して行われていないといふようなことであれば、すみやかにこれを改善されて、その交付の不手ぎわによつて組合が組合員に非

常に過重な負担をせよわしていかねければならぬような弊害というものは、すみやかにこれは解消されるようにしてもらいたいといふふうに私は望んでおるのですが、この点に對しては早急に是正される御意思があるかどうか、いかがですか。

○**須賀政府委員** 先ほど説明をいたしました中で、漸次改善を加えて参らなければならぬと思ひます。点は、事業規模割によりまして交付をいたします割合を順次拡大をして参るということが、組合の現実の事業規模に合せて国が事務費を補給をするという方向に合うのではないかと申すのでございまして。三十年、三十一年、三十二年と順次その点は改善に努めておるわけにございまして。特に三十二年と三十三年では、三十二年では事業規模割が五%であつたのでありますが、三十三年にはこれを一五%に改めたといふような手直しをいたしております。ただ、これは、短かい時間の間にあまり急激にやりますと、個々の組合にいろいろ衝撃的影響を与える格好になりますので、たゞいま御指摘になるような点は十分留意しながら、漸次改善に努めて参りたい、かように考えております。

○**労資委員** 最後に簡単な事例を一つ申し上げておきますが、たとえば北海道の分については、昭和三十三年度北海道の連合会において、組合に賦課した金額が七千七百万円になつておるわけですね。そうして、これに對して国が組合事務費の国庫負担分として交付した金が五千五百万円ということになつておる。ですから、国の負担金よりも北海道の徴収しておる金額の方が四割以上もこれを上回つておると

いうような内訳になっておるわけですね。こういう例はあまりないと思うのですが、これらの点についても、今局長の言われた答弁からいくと漸次是正されると思うのでありますが、十分運用の面にも注意されて、今後期待されるような共済組合の運営が実現されるように、これは大臣からも十分注意していただきたいと思うのであります。

○三浦國務大臣 今までの配分につきましては局長から説明の通りですが、適正を期するようにとくといまして参りたいと思います。

○丹羽(兵)委員長代理 本日の議事はこの程度とし、次会は明二十六日午前十時三十分より開会することとして、これにて散会いたします。

午後四時五十五分散会

〔参照〕

開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)に関する報告書

森林開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

農林水産委員會議録第十号中正誤

ページ 行 誤 正

九一 末 四月が三月 四月が三月
に に

昭和三十四年二月二十八日印刷

昭和三十四年三月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局